

令和3年9月定例会  
商工建設常任委員会会議録  
令和3年9月16日・21日

場 所 第5委員会室

令和3年9月16日(木曜日)

午前9時59分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正  
予算(第13号)

○議案第26号 令和3年度宮崎県一般会計補正  
予算(第14号)

○報告事項

- ・県が出資している法人等の経営状況について  
公益財団法人宮崎県機械技術振興協会  
公益財団法人宮崎県産業振興機構  
公益財団法人宮崎県観光協会  
公益財団法人宮崎県国際交流協会  
公益財団法人宮崎県建設技術推進機構  
宮崎県道路公社
- ・損害賠償額を定めたことについて
- ・県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について

○請願第3号 「労働者に対する支援の抜本的  
拡充を求める意見書」の採択を  
求める請願

○その他報告事項

- ・宮崎県中小企業振興条例及びみやざき産業振興戦略に基づく主な取組について
- ・みやざきグローバルプランに基づく主な取組について
- ・令和2年宮崎県観光入込客統計調査結果(概要)について
- ・宮崎カーフェリー株式会社について
- ・第11次宮崎県職業能力開発計画(骨子案)について
- ・東京オリンピック・パラリンピック事前合宿について
- ・木崎浜サーフィンセンターの整備及びネーミ

ングライツの導入について

・「新宿みやざき館KONNE」飲食店舗運営業務委託の公募について

・都市計画区域マスタープランの改定について

・美しい宮崎づくり推進について

○閉会中の継続調査について

出席委員(8人)

委員	長	日高陽一
副委員	長	太田清海
委員		坂口博美
委員		濱砂守
委員		二見康之
委員		窪菌辰也
委員		来住一人
委員		有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	横山浩文
商工観光労働部次長	丸山裕太郎
企業立地推進局長	山下弘
観光経済交流局長	横山直樹
商工政策課長	児玉浩明
経営金融支援室長	海野由憲
企業振興課長	串間俊也
食品・メディカル産業推進室長	阿萬慎治
雇用労働政策課長	児玉洋一
企業立地課長	大衛正直
観光推進課長	飯塚実
スポーツランド推進室長	中尾慶一郎

オールみやざき営業課長 吉田 秀 樹  
工業技術センター所長 藤山 雅 彦  
食品開発センター  
食品開発部長 平川 良 子  
県立産業技術専門校長 有村 隆

議事課主任主事 牛ノ濱 晋 也

県土整備部

県土整備部長 西田 員 敏  
県土整備部次長  
(総括) 中嶋 亮  
県土整備部次長  
(道路・河川・港湾担当) 森 英 彦  
県土整備部次長  
(都市計画・建築担当) 原口 耕 治  
高速道対策局長 廣松 新  
部参事兼管理課長 児玉 憲 明  
用地対策課長 伊豆 雅 広  
技術企画課長 桑畑 正 仁  
工事検査課長 斉藤 幸 男  
道路建設課長 加行 孝  
道路保全課長 東 和 俊  
河川課長 小牧 利 一  
ダム対策監 松山 英 雄  
砂防課長 行田 明 生  
港湾課長 鈴木 宣 生  
空港・ポート  
セールス対策監 大浦 浩一郎  
都市計画課長 梅下 利 幸  
美しい宮崎づくり  
推進室長 黒木 正 行  
建築住宅課長 金子 倫 和  
営繕課長 巢山 昌 博  
設備室長 日高 誠  
高速道路対策局次長 伊福 隆 徳

○日高委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会に付託されました議案等について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○西田県土整備部長 おはようございます。県土整備部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

説明の前にお礼を申し上げます。

先月21日に日之影町で開催しました九州中央自動車道高千穂日之影道路「日之影深角インターチェンジ～平底交差点」間の開通式には、大変お忙しい中、中野県議会議長をはじめ、当委員会からは日高委員長に御出席をいただきました。この場を借りてお礼を申し上げます。

今後とも、県内高速道路の一日も早い全線開通と暫定2車線の4車線化を目指し、全力で取り組んでまいります。

県議会の皆様におかれましては、引き続き、御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元の商工建設常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次を御覧ください。

まず、議案につきましては、議案第1号、一

事務局職員出席者

政策調査課主幹 田部 幸 信

般会計補正予算案でございます。次に、報告事項につきましては、損害賠償額を定めたことほか2件について、最後に、その他報告事項でございますが、都市計画区域マスタープランの改定ほか1件につきまして御報告させていただきます。

私からの説明は以上でございますが、詳細につきましては担当課長などから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

**○児玉管理課長** 管理課であります。県土整備部9月補正予算の概要について御説明いたします。

委員会資料の1ページをお開きください。

一般会計の繰越明許費補正の集計表であります。

太線で囲んでおります9月議会申請分の欄にありますとおり、追加の6事業と変更(増額)の6事業を合わせて、45億34万3,000円をお願いしております。

2ページを御覧ください。

繰越明許費の追加は、合計6事業の9億1,660万円ですが、主な事業としまして、上から1行目の県単特殊改良事業では、県道西都南郷線上渡川工区の道路改良工事などを、また、4番目の公共海岸保全港湾事業では、古江港海岸の防波堤整備工事などを繰り越すものであります。

3ページ目をお開きください。

変更につきましては、合計6事業で35億8,374万3,000円の増額ですが、主な事業としまして、上から1行目の公共道路新設改良事業では、県道宮崎西環状線古城工区の道路改良工事などを、また、3番目の公共砂防事業では、内の口川の溪流保全工事などを繰り越すものであります。

これらの繰越しの主な理由といたしましては、用地交渉や関係機関との調整に日時を要したこと等によるものであります。

次に、4ページをお開きください。

一般会計の債務負担行為の追加であります。

河川課のダム施設整備事業で1億円をお願いいたしております。これは松尾ダム情報基盤整備事業において、7月豪雨により被災した放流操作装置の更新工事の期間が年度をまたがりますことから、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

説明は以上であります。

**○日高委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

委員の皆さんから質疑はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○日高委員長** それでは、次に、報告事項に関する説明を求めます。

**○東道路保全課長** 道路保全課であります。委員会資料の5ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。

今回の報告は、物損事故が3件です。

それぞれの事故の内容について御説明申し上げます。

発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりであります。

1番目の倒木事故につきましては、道路脇のモルタル吹きつけが施工されているのり面の上部から落下した竹が車両を直撃し、サイドミラー、バンパー等を損傷したものであります。

本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行ってお

りません。

2番目の落石乗り上げ事故につきましては、車道上にあった落石に乗り上げ、タイヤを損傷したものであります。

本件は、被害者に前方不注意の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

3番目の道路施設不全事故につきましては、県道沿いの敷地に車両を駐車していたところ、風にあおられて倒れたカーブミラーが車両を直撃し、車両の窓ガラス等を損傷したものであります。

本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことはできないと判断し、過失相殺は行っておりません。

損害賠償額は2,541円から16万1,799円となっております。全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き道路パトロールを徹底するなど、道路利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

道路保全課の説明は以上であります。

**○桑畑技術企画課長** 技術企画課でございます。県が出資しております公益財団法人宮崎県建設技術推進機構の経営状況について御報告いたします。

資料は、別冊の令和3年9月県議会定例会提出報告書（県が出資している法人等の経営状況について）を御覧ください。

報告書の115ページをお開きください。

令和2年度の事業報告について御説明いたします。

1の事業概要であります。県及び市町村の委託を受けて、公共工事の積算検収や工事管理、工事積算システムの運用管理などの業務を実施しております。

2の事業実績につきましては、積算等事業や施工管理事業などを実施したところであります。

次に、報告書の175ページをお開きください。

令和3年度の経営評価報告書でございます。

まず、上段の概要の上から4行目ですけれども、総出資額の3,000万円のうち、県出資額が2,000万円で、県出資比率は66.7%となっております。

その下、設立目的であります。当機構は、公共事業の円滑な執行を支援するとともに、建設工事の技術水準の向上を図ることにより、良質な社会資本の整備を推進することを目的として設立された法人であります。

次に、その下の表の県の関与の状況であります。

まず、上段の人的支援につきましては、表の右側、令和3年度の合計にありますように、役員数は10名で、その内訳は、常勤3名、非常勤7名となっており、常勤役員3名は、県職員が1名、県退職者が2名であります。

また、職員数は合計17名で、そのうち県職員は6名であります。

次の財政支出等は県の委託料のみでありまして、令和2年度は3億1,792万円となっております。

次に、その下、主な県財政支出の内容についてです。

まず、①の積算等事業につきましては、工事の発注に必要な実施設計書を作成する事業で、令和2年度の決算額は2億6,565万円余であります。

②の施工管理事業につきましては、工事現場において施工体制の点検を行う事業で、決算額は3,585万円余であります。

以下、③の電算事業492万円余、④の新技术・

新工法等各種情報提供事業443万円余、⑤の資格取得支援事業704万円余となっております。

次に、その下の実施事業につきましては、①から⑨までの9つの事業を実施しており、特に⑧のアセットマネジメント支援事業では、県内市町村の道路施設の定期点検などの支援を行っているところであります。

次に、その下の活動指標であります。

まず、①の積算等事業の受託数は、令和2年度の目標120件に対しまして、実績が178件で、達成度は148.3%となっております。

次に、②の市町村等からの相談件数は、市町村への支援の状況を判断する指標といたしまして、目標の80件に対しまして、実績が70件、達成度は87.5%となっております。

最後に、③の研修延べ受講者数は、研修事業の取組状況を判断する指標でございますが、目標の1,900人に対しまして、実績が966人、達成度は50.8%となっております。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策といたしまして、研修の回数や規模を縮小したことによるものであります。

次に、資料の176ページをお開きください。

上段の財務状況の左側、正味財産増減計算書の令和2年度の欄を御覧ください。

列の一番上にあります経常収益は7億7,264万円余、その1行下の経常費用は7億973万円余となっております。

経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は6,291万円余の余剰金が発生しております。

中ほどの一般正味財産期末残高は5億6,582万円余となり、その3行下の指定正味財産期末残高の3,000万円と合わせますと、表の一番下にあります正味財産期末残高は5億9,582万円余と

なっております。

次に、同じ表の右側、貸借対照表の令和2年度の欄を御覧ください。

列の一番上にあります資産は10億5,022万円余、その3行下の負債は4億5,439万円余となっております。

表の中ほどにありますように、資産から負債を差し引きました正味財産は、5億9,582万円余となっております。

次に、ページの中段の表、財務指標についてであります。

まず、①の収支バランスは、経常費用に対する経常収益の割合を評価しております。令和2年度は、目標の100%に対しまして、実績値、達成度とも108.9%となっております。

次に、②の正味財産増減率でございますが、正味財産の増減の割合を評価する指標といたしまして、前年度正味財産に対する当年度正味財産の割合で評価しております。令和2年度は、目標の100%に対しまして、実績値、達成率とも111.8%となっております。

次に、③の市町村等からの収入比率は、市町村等からの受託の状況を判断する指標といたしまして、経常収益に対する市町村等からの収入の割合で評価しております。令和2年度は、目標の50%に対しまして、実績値が58.9%、達成率は117.7%となっております。

次に、ページの一番下の表、総合評価であります。表の右側の県の評価の欄を御覧ください。

活動内容につきましては、活動指標で御説明しましたように、新型コロナウイルスの影響はありましたが、積極的に事業を実施しており、おおむね評価できると考えております。

また、財務内容につきましては、全ての指標で目標値を達成し、健全な財務体質を維持して

おりますので、評価できると考えております。

その下の評価につきましては、活動内容、財務内容、組織運営、全ての項目で良好のAとしております。

続きまして、令和3年度の事業計画について御説明いたします。

報告書の122ページを御覧ください。

1の基本方針は、下から3行目以降にありますように、今後とも公益目的事業を的確に実施していきまるとともに、社会情勢の変化やニーズに的確に対応しながら、支援事業の早期展開に向けて取り組むこととしており、継続して2の事業計画にある9つの事業に取り組んでまいります。

次に、124ページを御覧ください。

収支予算書であります。

(1)の経常収益は、表の中ほど、線で囲んでいる経常収益計の欄にありますように、当年度7億2,806万円余を見込んでおります。

また、(2)の経常費用につきましては、次の125ページの中ほど、経常費用計の欄にあります7億5,339万円余を見込んでおります。

建設技術推進機構につきましては以上でございます。

**○加行道路建設課長** 道路建設課でございます。引き続き、宮崎県道路公社の経営状況について御報告いたします。

報告書の1ページをお開きください。

まず、令和2年度事業報告について御説明いたします。

1の事業概要であります。一ツ葉有料道路の北線・南線の料金徴収及び維持管理、休憩所の管理等を行いますとともに、橋梁の耐震対策等を行ってきたところであります。

2の事業実績であります。表右側の事業実

績欄を御覧ください。北線の通行台数は年間約292万台で、料金収入が3億6,712万円余、南線の通行台数は年間約367万台で、料金収入が4億7,375万円余となっております。

次に、経営状況等について御説明をいたします。

この報告書の177ページをお開きください。

宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明をいたします。

まず、一番上の表の概要を御覧ください。

上から4行目の総出資額は29億8,700万円、県出資比率は100%であります。

次に、中ほどの表の県関与の状況を御覧ください。

まず、人的支援であります。表の右側の令和3年度の欄を御覧ください。

役員数は合計5名で、そのうち、県職員が1名、県退職者が3名、それ以外の者といたしまして公認会計士1名となっております。

また、3行下の職員数は合計11名で、そのうち、県職員が4名、県退職者が5名となっております。

その下の欄の県の財政支出等につきましては、該当がございません。

次に、下段の表、実施事業を御覧ください。道路公社では、①から③の事業を行ってきたところであります。

次に、その下の活動指標を御覧ください。活動指標は2つ掲げておりまして、①の一ツ葉有料道路利用台数につきましては、令和2年度の欄にありますように、目標値681万2,000台に対し、実績値659万5,000台で、達成度は96.8%となり、②の有料道路回数券販売活動につきましては、目標値2億2,464万2,000円に対し、実績値2億6,824万6,000円で、達成度は119.4%と

なっております。

次に、178ページをお開きください。

一番上の表の財務状況を御覧ください。

まず、表左側の収支計算書でございますが、令和2年度の収入、支出は、ともに8億4,194万円余であります。

収入は通行料金収入が主なものでありまして、支出につきましては、その内訳としまして、事業費は道路補修や植栽等の維持管理費用で4億9,698万円余、管理費は公社役職員の人件費や管理諸費で1億3,358万円余、その他の支出は償還準備金や損失補填引当金等で2億1,137万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表であります。令和2年度の資産は、公社の現金・預金等である流動資産と、主に道路資産である固定資産を合わせまして、217億8,932万円余となっており、その3行下の負債は、主に未払い金や預り金である流動負債と、法律で定められた特別法上の引当金等である固定負債を合わせまして、188億232万円余となっております。その下の資産から負債を差し引いた正味財産は、県の出資金で29億8,700万円となっております。

次に、その下の財務指標であります。道路料金収入を指標としております。指標の達成度であります。令和2年度の欄にありますように、目標値9億3,212万円余に対して、実績値が8億2,929万円余、達成度が89.0%となっております。

次に、中ほどの表、直近の県監査の状況につきましては、特に指摘事項等はありませんでした。

次に、下段の表、総合評価を御覧ください。

表の右側、県の評価であります。令和2年度は、コロナ禍の影響もあり、道路利用台数及

び道路料金収入の目標値を達成することはできませんでした。

今後、引き続き、料金収入の確保や経費削減に取り組み、経営基盤の強化を図るなど、県出資金の早期償還に努め、さらに、国土強靱化の観点から県民の生命、安全・安心な暮らしを守るため、道路等の計画的な補修、橋梁の耐震対策及び津波避難誘導対策を着実に推進していく必要があると考えております。

次に、評価といたしまして、活動内容、財務内容はA、良好としており、組織運営はB、ほぼ良好としております。

続きまして、令和3年度の事業計画について御説明いたします。

恐れ入りますが、戻っていただき、報告書の5ページをお開きください。

令和3年度の事業計画書であります。

1の事業概要、2の事業計画であります。引き続き料金徴収及び維持管理等を行うとともに、北線パーキングエリアの公衆トイレの改修や、橋梁の耐震化及び津波避難誘導対策に取り組んでまいります。

6ページをお開きください。

3の収支計画でございます。収入は8億5,360万円余、支出は12億5,499万円余を見込んでおります。

なお、収支差の4億139万円余につきましては、毎年度、利益相当分を積み立てております償還準備金を充てることとしております。

道路建設課につきましては以上でございます。

**○金子建築住宅課長** 建築住宅課でございます。委員会資料の6ページをお開きください。

県営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告いたします。



家賃滞納者との和解についてであります。

表に記載しております相手方につきましては、家賃を長期間滞納しており、再三の納付指導にもかかわらず改善しなかったことから、宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例第33条第1項の規定に基づき、住宅の明渡し請求を行ったところですが、相手方から明渡し期限前に、滞納している家賃を分割納付する旨の申出がありました。

その後、約束どおりの納付が確認できていることから、滞納の解消が見込まれると判断し、継続して入居することを前提に和解を行うものであります。

なお、表の右端、専決年月日欄に記載した日に専決処分を行っております。

建築住宅課の説明は以上でございます。

**○日高委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

委員の皆様から質疑はございませんでしょうか。

**○二見委員** のり面工事とかの維持補修や安全対策をちゃんとされているのかと、この間の委員会で伺ったんですが、最近も竹や木が倒れてくるという話を結構聞いています。私はいつも三股町から山之口へ抜ける県道を通ってくるんですけれども、数週間前だったか、ずっと沿道の草刈り等をされていました。きれいになったなど思ったんですけれども、先日通ったときにはそこにもう竹が倒れてきていました。

先ほどの事故の中でも竹が倒れてきたというような説明があったんですけれども、そういう維持管理をしているときにそこまでちゃんとチェックできないものなのではないでしょうか。

あと、木や竹などが長い区間で生えているところがあるのですが、何かあったたびにそこだ

けちょんちょんと切って対応してもらいが明かないと思うんです。樹齢とかも大分上がって大きくなってもう倒れかかっているようなところもあれば、所有者がこちらにいなかったりするところもあり、今後、非常に大変だと思うんです。

県として、そういったところに対する対策は、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

**○東道路保全課長** 倒木の事故が全体の事故件数の4分の1程度を占めております。今おっしゃったように、高木や老木、枯れた木が増えてきておりまして、現在、定期的に行っている道路巡視の中で見つけた木に鉢巻きをしております。その木がある土地の所有者を調べながら順次計画的にやっているとござります。

しかし、県内で抱えている路線は2,900キロメートルちょっとありますので、なかなか行き届かないところではありますけれども、道路の現状、交通量等を加味しながら、優先度をつけて順次対応していきたいと思っております。

**○二見委員** 確かに距離も長いし、本当に大変なんだと思うんです。でも、そういったものを管理するに当たって、木なんて一年で大きくなるわけじゃないですし、カメラ技術も発達しますので、県道を一度全部録画して管理するぐらいのことをしておいたほうがいいのかとも最近思いました。

優先順位をつけながらということもあるんでしょうけれども、そういうことでもやっていかないともう間に合わないというか、全部後手後手のような感じがするから、ぜひ御検討をいただきたいなと思っております。

**○来住委員** 県営住宅の管理上必要な訴えについてお聞きしたいと思います。

訴えを出すまでに、例えば何か月以上の滞納があって、督促状を何回か出して、何回かおいでくださいというような手順があると思うのですが、まずはそれを教えていただけませんか。

**○金子建築住宅課長** まず、3か月以上滞納がありましたら納付指導を行い、6か月で明渡し請求を行うこととなります。ただ、その間に1か月後には督促状や催告書を出し、3か月を過ぎましたら、県営住宅の家賃等滞納額通知書ということで、保証人とかにも連絡をして納付指導を行います。

6か月滞納になりましたら、こういった明渡し請求とか契約解除を通知することになっています。

**○来住委員** 具体的に2020年度、19年度、18年度と、ここ4年間ぐらいのこの訴えの件数というのがわかりますか。

**○金子建築住宅課長** 令和2年度は訴えの提起はございませんでした。元年度につきまして4件、平成30年度につきまして2件でございます。

**○来住委員** 訴えを出して、今回のように和解が成立して、今後はこのように支払いますという約束をされたのが何件あるのか。それから、和解も成立しないで実際に明渡しをした人が何人いらっしゃるんでしょうか。

**○金子建築住宅課長** 昨年度は、明渡し請求を4件いたしまして、そのうち1件について今年度に訴えの提起を行っております。元年度につきましては、訴えの提起が4件あり、そのうち3件について令和2年度に強制執行を行っております。

**○来住委員** 強制執行をした方の家賃滞納分は残りますよね。それは具体的にその方に引き続き請求していくとか、または保証人に県が請求するとか、その辺はどうなっているんでしょう

か。

**○金子建築住宅課長** 退去された方につきましても、引き続き徴収を行っています。ただ、連絡が取れない方につきましては、なかなか徴収が難しい状況にあります。

それから、保証人の方への徴収につきましても、催告をして代わりに払っていただけるようお願いはしているところなんですけれども、もう保証人の方がいなかったりとか、保証人の方もそういった余裕がない方がいらっしゃいますので、請求はしていない状況でございます。

**○有岡委員** 報告書の115ページの事業実績に、資格取得支援事業ということで700万円強の予算が毎年組んであるようですが、どれぐらいの方たちが資格を取っていらっしゃるのか。まずはその点をお伺いいたします。

**○桑畑技術企画課長** 実績がすぐ出ませんので、少しお時間を頂いてよろしいでしょうか。

**○有岡委員** では、あわせて、該当する方たちが例えば建設業協会からの紹介で受講できるのか、それともどなたでもフリーに要望すれば受講できるのかも教えていただけるとありがたいです。

**○児玉管理課長** 先ほどの実績でございますけれども、令和2年度は、65社の103名に対し、120件の支援を行ったところでございます。

それから、必ずしも協会とかそういうことに限らずに補助制度は使っていただいているような状況でございます。

**○濱砂委員** 178ページの宮崎県道路公社の固定資産の評価はどういう方法でやるんですか。

**○加行道路建設課長** この資産につきましては、ほぼ今まで借入金を利用した道路建設費の予算になっております。

**○濱砂委員** 通常の資産評価じゃなくて、いわ

ゆるかかった費用を固定資産として見るということですね。

○加行道路建設課長 はい、そういうことです。

○濱砂委員 ほかの有料道路等についてもそういう見方をするんですか。

○加行道路建設課長 国のほうについても、地方道路公社法に絡むところについてはこのような評価をしております。

○日高委員長 関連でございますでしょうか。

そのほかは大丈夫でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○梅下都市計画課長 都市計画課であります。委員会資料7ページをお開きください。

都市計画区域マスタープランの改定について御説明いたします。

1の概要であります。都市計画区域マスタープラン、以下「プラン」と申しますが、都市計画法に位置づけられている法定計画であり、都市計画区域ごとの整備、開発及び保全の方針を定めるものになります。

本県では、県内に18ある都市計画区域ごとに策定するのではなく、生活圈が同一となる6圏域ごとに集約、まとめてプランを策定することで都市計画の広域的な調整を図るところであります。

8ページの上にありますプランの圏域図を御覧ください。

赤線で示す県内18の都市計画区域と対応します6圏域を示してございます。

7ページ中央の図、赤枠のプランの位置づけとしましては、下矢印の市町マスタープランと右矢印の個別の都市計画に対する上位計画となるものであります。

このプランの内容としましては、8ページの下、プランの構成にありますとおり、第1章から第4章までにわたって、都市計画の目標や区域区分の決定の有無、主要な都市計画の決定方針などについて6圏域ごとに定めております。

次に、7ページの図の下、2の改定内容であります。

今回の改定は、コンパクトな都市の形成を図るという本県の都市計画に関する基本方針の考え方を維持しながら、都市計画関係法令の改正等に伴い、(1)にある新たな都市施策などの追加や、おおむね5年ごとに行います都市計画に関する基礎調査の結果に基づき、(2)の人口や産業の将来推計等の時点修正など、圏域ごとに一部改定を行うものであります。

最後に、3、今後の改定スケジュールであります。

10月にパブリックコメントの実施と並行して進める関係機関との協議を踏まえ、改正の原案を取りまとめることとしております。

また、12月の都市計画審議会において、原案に対する意見聴取や国との協議、市町への意見照会など、法定手続を進めてまいります。

その後、来年3月に都市計画審議会へ諮問し、国土交通大臣の同意を得まして、来年6月にプランの決定、公表を予定しております。

都市計画課からの説明は以上であります。

○黒木美しい宮崎づくり推進室長 美しい宮崎づくり推進室であります。委員会資料9ページをお開きください。

美しい宮崎づくり推進についてであります。

1の美しい宮崎づくり推進計画の概要につきましては、美しい宮崎づくり推進条例に基づき、良好な景観の保全・創出・活用を通じ、魅力ある地域をつくることを目的に、平成29年11月に

推進計画を策定しました。

本計画は、令和8年度までの10年間で推進期間とし、各部局が連携して施策に取り組み、目標の達成状況等を踏まえ、施策や目標数値の見直しを随時行うこととしております。

下段の2、これまでの成果としまして、美しい宮崎づくりに係る機運の醸成や人材育成の取組のほか、全国初となる県内全市町村におきまして景観計画が策定されるなど、美しい宮崎づくりという考え方が県内に広がり、活動団体等による景観形成活動が行われているところであります。

10ページ目には、抜粋ではありますが、計画に定めています数値目標の進捗状況を示しております。

太枠で囲まれた欄は令和2年度の実績でありまして、この令和2年度は短期目標年次となっておりますので、その右の欄、短期の進捗率でもお分かりいただけるように、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、短期目標を達成できなかったものもありますが、県道の沿道修景美化に関する維持管理協定の締結団体数や、河川パートナーシップ事業参加団体数につきましては、短期目標のみならず、長期目標も達成しております。

なお、先ほど申しました一番上段の景観計画策定市町村数につきましては、令和3年4月に最後の自治体が策定を終了しておりますので、現在は100%の進捗率となっております。

次に、10ページ目の下段、4の今後の取組の方向性につきましては、(1)の美しい宮崎づくり推進計画のさらなる推進としまして、全県・全庁的に取り組みながら施策の進捗状況を毎年度検証し、必要に応じて施策に反映させていきます。

また、(2)の本県の良好な景観の発信及び活用の強化につきましては、県外に向けての情報発信や関係部局と連携し、景観を活用した観光誘客などに取り組み、あわせて、(3)のアフターコロナやウィズコロナを見据えた取組も進めていく必要があると考えております。

資料の11ページ目からは、昨年度の施策の取組状況になります。

重点施策1、景観による地域のブランド力向上としまして、(1)の①から④の視点場または沿道における景観の磨き上げが県内各地で実施されたほか、(2)の③のみやざきビューポイントのPRとしまして、県内18か所の視点場の紹介動画を作成し、ユーチューブチャンネルにて一部公開をしております。

次に、下段、重点施策2、景観を生かしたおもてなしでは、(3)の①、②の県の玄関口となる空港花壇や宮崎駅周辺におきまして、植栽によるおもてなしづくりを実施しました。

最後に、12ページ目になります。

重点施策3、宮崎を美しくする人づくりでは、(1)の④、⑤の民間と連携した景観形成活動や、(3)の③の美しい宮崎づくり活動団体登録制度の普及に取り組みました。

今年度以降も引き続き関係部局や市町村と連携し、県民や事業者の皆様とともに美しい宮崎づくりの推進に取り組んでまいります。

説明は以上であります。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

質疑はございませんでしょうか。

○有岡委員 美しい宮崎づくりの関係で、資料の10ページからお尋ねしたいと思います。河川パートナーシップ事業参加団体数は、令和8年の目標値以上に団体数が増えているということ

ですが、今後の目標として、団体数を増やしていくのか、それとも現状でもっと充実していくのか。そこら辺の判断はどうされているのか、一点お尋ねいたします。

○小牧河川課長 河川パートナーシップにつきましては、地元住民の方たちに非常に御協力いただきまして目標を達成させていただいている状況でございます。

なお、もともと河川管理者が刈るべきところを河川パートナーに応援していただいているところですが、実際、まだ刈るべきところはございますので、本来であれば数を増やしていきたいというのが現状です。

しかし、地元住民の方たちの高齢化が進んでおりまして、一時期よりもパートナーシップの団体数が増えている状況ではございませんので、今後の推移を見ながら、さらに増やしていくのか、それとも現状を維持する方向でいくのか検討させていただきたいと考えております。

○有岡委員 同じく10ページに記載のある、県管理道路の沿道修景美化に関する維持管理協定の締結団体数が、現在は16団体ということですが、この16団体がどういう活動をされたのかをお尋ねします。というのは、子供たちの通学路を見てみると、空き缶やペットボトルが捨ててあるという状況が以前からあったんですが、最近はゴミ袋ごと捨ててあるような環境がこちらに見受けられます。

このようなことから、もっと根本的に県とか市とかこの団体という枠を超えて、県民全体の意識を変えていかなきゃいけない時期に来てるんじゃないかなと思うんです。

○東道路保全課長 まず、16団体の内容ですけども、沿道修景の美化事業の見直しを、平成29年に基本計画という形で策定しておりまして、

その前の年からモデル事業を各事務所単位で行ってきております。そのモデル事業で行った後、地域の方々に継続して管理をしていただいているところです。

例で申しますと、小林管内でいきますと、野尻湖周辺ですとか、萩の茶屋の周辺、それと西都のおがわ作小屋ですとか、あと高鍋管内では各企業さんに国道10号沿いの植栽ますの管理とあったところを担っていただいております。

その後、資料の表の上にあるクリーンロードみやざき推進事業において、道路でもアダプトを始めまして、平成30年度以降、新たに6件の団体と締結させていただいております。その中で例えば高千穂通り——宮崎駅前から山形屋に関する道路の植栽なども担っていただいている状況でございます。

先ほど委員がおっしゃいました県内全域とあったところにつきましては、クリーンロードみやざき推進事業の中で協定を締結しており、沿道美化が98団体、草刈りの協力が101団体という状況でございます。これからも地域の皆様方と一緒に沿道修景の美化に努めてまいりたいと思っています。

○有岡委員 協力していただいている団体がいらっしゃるのありがたいことです。ただ、観光地として見ると、どうしても生活道路にいろんなゴミを捨ててしまっている県民もおり、今後の課題としてこういう意識をどう変えていくかということに取り組みなきゃいけないなど。

シンガポールとかに行きますと、ゴミを捨てると罰金とかいろんなルールがあるようですけども、宮崎県の場合でもやはり県民の意識を底上げするような施策が必要です。そういった取組をする中で美しい宮崎づくりという言葉が生きてくると思いますので、マスコミでも幾つ

か取り上げてPRしていただいているようですが、県民全体の意識を高めていただけるような施策が必要かなと思っていますので、どうぞまた今後ともよろしく願います。要望です。

○坂口委員 都市計画の見直しに関しては、大きい流れの中で、これまでは人口増、利便性の向上、スマートシティといった、いわゆるグローバルとかデベロップというようなキーワードでの計画見直しで、面積でいえばだんだん広がってきているというような感じだと思いますが、急激な人口減少時代に入って、ゆとりや多様性、安全性といった質を重んずるとするか、求めていくような時代になりました。

今回の見直しで大きく変わったものや、これから先の方向性はどうなっていますか。

○梅下都市計画課長 委員会資料の7ページの中央の図にありますように、都市計画区域マスタープランというのを赤枠で囲んでございます。その1個上にマスタープランの県の全域版となります都市計画に関する基本方針というのがございまして、こちらは平成29年3月に大きく改定をいたしました。その際、委員のおっしゃいました人口減少とかを踏まえて、いわゆる都市化に住む社会から都市型で成熟していく都市型社会への転換といった中で、これからの都市づくり、まちづくりをどのように行うのかというのが大きく変わったところと思っています。

その中での基本方針としまして、宮崎県が目指す都市づくりは、豊かな自然環境と共生する人口減少下でも持続可能な都市を実現して、県土の発展につなげていこうということでございます。

あわせて、この29年度の改定のときに、防災安全関係、いわゆる東日本大震災とかもござい

ましたので、そういった防災に強いまちづくりといった観点も大きく反映させておりますが、そういったいわゆる基本方針の改定は今回ございません。

今回の赤枠で囲みました区域マスタープランは5年ごとに基礎調査を行いますので、そういった調査の結果に基づく時点修正と、あわせて、5年間に国が新たに追加された都市施策などを追加させていただいているということで、こちらが平成16年に策定しており、今回が3回目の改定になってございます。

○西田県土整備部長 今回の回答に補足させていただきます。

都市計画というのは、御承知のとおり、20年、30年後の町の姿を描くものであります。委員がおっしゃったとおり、まさに曲がり角に来ている非常に大きな転換期であります。そういったこともありまして、先ほど説明した7ページの2の改定の内容の(1)にそれぞれ項立てしております。

例えばグリーンインフラを追加する。これは、カーボンニュートラルに向けた投資であります。ウォークアブルというのは、道路の多様な使い方、歩きたくなるようなまちづくりを目指しましょうというようなことであります。ワーケーションは生活様式の変化、働きながら、そしてバケーションも楽しみながらといったような生活様式の変化への対応であります。流域治水、これはもう治水対策の変化で、流域の全ての関係者が対策を講じましょうといったようなこと。さらに復興事前準備におきましては、激甚化・頻発化する自然災害や切迫する巨大地震等への対応を、先手を打ってやりましょうといったようなことであります。

今後、我々が念頭に置いておかなきゃいけない

いそういったものを、このマスタープランの中に盛り込んでいって、将来のまちづくりを行っていかうと、そういった考えで計画立案を進めておるところであります。

**○坂口委員** やっぱりそこらがすごく今後大きく、しかも急激に進んでいくのかなと思うんです。その中で、例えば、県の総合計画では人口減少に歯止めをかけるという、これは希望の下での計画を組んでいます。しかしながら、現実的には急激な人口減少というのを止めるのはなかなか難しいと思うんです。

これは具体的に今後は民間を含めた投資をしていって一つのまちづくりをやるという、本当に現実の計画です。期待する総合計画じゃなくて、現実になっちゃうよという、これがやっぱり一番理想的なまちづくりだよという、生活のかかる計画ですから、人口減少というのは僕はもう避けられないと思うんです。

人口減少に歯止めをかけて元気を出そうというのは、掛け声だと思うんです。人口減少になっても元気のある、生きていけるところをつくっていかうという現実を目指した都市計画でないと駄目。人が減ってもそこにはにぎわいが確保できるよという、そういった大きいベースというか、基本的な考え方の中で、そこに審議会なり専門家が入ってやっていく。だから、その根底にあるものは、そこに住んでいる人たちの素朴な疑問とか、そういった経験則からくる「うちの町は将来は恐らくこんなになるぞ」というようなものがあって、その中で専門家のそれでもコンパクトで元気のある、そして全てを満たせるような、安心・安全から災害に強いとか、BCPだったり、そういったのをどうやろうというものをベースにしたものの中で、審議委員の専門的な計画を組んでいかないと僕は間違

んじゃないかなと思うんです。

総合政策部が持っている将来計画、あるいは将来プランみたいなものから持ってきて、それが唯一無二の将来の宮崎県なんだ、その町なんだということの下での理想的なまちづくりでは、ちょっと違うんじゃないかな。幾ら我が町から、我が村から人口が少なくなっていっても、元気のある町を維持していけるという下で、そこに住む人たちにしっかり責任を持てる町、それがこれなんだという都市計画でないといけないんじゃないかなという気がします。

言うのは簡単で、じゃあ実際はお前はどうかと言われるたら分からないんですけども、現実的な将来を見据えて、シビアにそこが将来どうなっていくというのを見据えた計画をつくっていただければなという気がします。これは要望に止めておきます。

**○窪蘭委員** 今の坂口委員の関連ですけれども、5年ごとにこれを調査されるということですが、以前の改定版というのはどういった計画がされて、今回の改定版の主な骨子というのは、どの部分になるんですか。

**○梅下都市計画課長** 8ページの下の方にマスタープランの構成が書いてございます。

今回改正する内容は、第2章の都市計画の目標の市街地や拠点の時点修正等を行います。

第3章は線引き制度の決定の有無等でございますが、調査に基づきまして、人口や産業の規模についての数値の時点修正を行います。

最後に、第4章、主要な都市計画の決定方針でございますが、こちらに先ほど部長から説明をさせていただきました新たな都市施策の方針や、グリーンインフラ等の5つの項目等を新たに盛り込んでいかうと考えておりまして、そういった理念や方針をプランに記載することで、

実現に向けた大きな道筋を明らかにしようと考えてございます。

○窪菌委員 上の地図でそれぞれの市町村に赤マークがありますが、市町村単位あるいは圏域で策定するということになるんですか。それとも県で一本でしょうか。

○梅下都市計画課長 8ページの圏域図の赤線で囲まれているのが都市計画区域でございます。全部で18区域ございますが、前回の改定までは、赤く囲まれた都市計画区域ごとに区域マスタープランを策定してございました。前回の改定で、区域ごとにプランを18個つくるのではなく、生活圏が同一となる6圏域ごとに赤線で囲まれたプランをまとめてつくったところでございます。

例えば、中部圏域でいきますと、宮崎広域と田野、それと綾がありますが、こちらについては、宮崎広域と田野は合併して1つの市になってございますので、そういった広域的な調整を図る意味で、個別につくるのではなく、集約して圏域ごとに策定させていただいているというところがございます。

○来住委員 昨日、議場にいらっしゃいましたので部長にお尋ねしたいと思います。例の高岡町の太陽光の建設のことに関連してですけれども、その予定地、建設されているところに降る雨水などの水処理をどうするかというのは非常に重要なことです。林地ですので、環境森林部が許認可するわけですが、しかし、それをする上で、高岡土木事務所も当然意見を述べているんだろうと思うんです。

現実には尾谷川とか内山川に発電所地域の雨水が流れていきますから、例えば尾谷川だとか内山川のいわゆる川のそれは全く動かさないわけですか。つまり、改修はしませんので、現実に今あるところに流していきますから、当然そ

こに流す水の量というのは決まってくると思うんです。そのためには、昨日言ったように、かなり大きな第1、第2の調整池というものを当然つくっていくと思うんです。

そういう点で僕がお聞きしたかったのは、当然、高岡土木事務所はしっかりしたものをつくりなさいよという条件をつけて許可を出していると思うんです。高岡町の太陽光には関係せんでもいいんですけれども、予定どおりに物事が進まずにそれを変更するということが起こりますよね。そういうものに対しては、例えば今回、県有地の場合だったら当然、環境森林部に3か月に一回報告されているんですけれども、県土整備部には報告が来ないのかなと思ったり。

当然皆さんのほうでも、それはどういうふうには計画が変更されていくのか非常に関心事のあるところだと思うんです。そういうのは一般的にはどうなっているのでしょうか。

僕が言いたいのは、高岡土木事務所がこういう形で排水について許可しているわけですから、それがもし変更になるのであれば、当然、高岡土木事務所に変更届なりそういうものがしっかり提出されて、改めて高岡土木事務所がその変更を許可するということになると思うんですけれども、そこら辺の一連の動きは今どんなものだろうか。

○西田県土整備部長 山林であったところを伐採して何かをつくるとか、いわゆる開発行為を行う場合は、そこに係っている関係法令に照らして開発を許可するものが分かれております。開発をするということになりますと、当然流出増が出てまいりますので、それに関しましては放流先——河川なんですけれども、それを管理しております県土整備部の所管する土木事務所、流出増に対する流出抑制策といったものを



協議するようになっております。

基本的には、開発が行われた後に増える量を開発が行われる前の値まで調整しなさいということで、調整池などを設置するといったようなことがあります。それを土木事務所は審査を行います。それで妥当であれば許可をしますし、物事が進んでいくといったような流れになっております。

一度許可した後の変更というものですけれども、開発の面積が変わったりとか、その中身が変わった場合は、そこで流出の変化が生じるような場合は当然、申請者側が再度申請を行い、それに対して審査をすべきものだという認識ではありますけれども、その実態に関しましてはお時間を頂いてもよろしいでしょうか。

**○小牧河川課長** 開発行為については自然環境課であるとか、市町村であるとか、そういうところが基本的に許可をしております。その際に、委員がおっしゃいましたように、流出増が見込まれるときにはこういう対策をしなさいというのは、河川管理者と協議して同意するということが許可は成り立っております。基本的にはその後の変化とかそういうものに関しても、許可をした部局——自然環境課であるとか市町村、そういうところが判断しまして、必要に応じて河川管理者にも協議が上がってくるということになります。

それをこちらで見まして、それに対する対策をこういうふうにするべきだということを許可するところに協議しまして、それで変更していくという形になろうかと思っております。

**○来住委員** 僕は全く素人ですからそのつもりで聞いてほしいと思っております。それで、いずれにいたしましても、昨日も僕が問題にしましたように、工程表を含めて許可を出していると思う

ので、工程表というのは非常に大事じゃないかと。現実には今年の6月か7月ぐらいまでに調整池はできていなきやいけないのにできていない。第2調整池はいまだに全く手がついていない。僕も何回も見に行きましたけれど、第1もまだまだ。

今日、僕が皆さんにお願いしたいのは、事故があつてからじゃ遅いので、当然皆さんは皆さんで関心を持っていらっしゃると思うんですけれども、特にこの場合だったら高岡土木事務所が管理する川に直接流れていきますので、そういう点では本当に関心を持っていらっしゃると思うんですけれども、持っていてほしいというのが私の率直な思いです。

とにかく建設中に流れ出してくるということになったら大変ですし、それから、実際に建設が終わった後も、盛土した土地がしっかり収まると、つまり流れ出ないということなどは、これは直接は環境森林部がちゃんと見ているとは思いますが、ぜひそこは頭に入れておいてほしいというのが私の思いなんです。ぜひそこは関心を持っておいてほしいと思います。

**○日高委員長** 関連でよろしいでしょうか。

そのほかはよろしいでしょうか。

**○坂口委員** 話が全然ここから外れるんですけども、せんだって例のツ葉の海岸浸食の視察に行つたんです。あそこはしょっちゅう見ているんですけども、工事に全く進捗がないような気がするんです。あれは国の事業ではあるんですけども、あそこが完成をするなり一定の目標を達成したら、恐らく管理がまた県に戻ってくるのかなと思うんです。そういった計画というのは、何年何月に管理を県に移行しますという国と県との約束が一つあると思うんです。

あそこがいつ返ってくることになるのかとい

うのが一つと、あの工事を始めてから何年ぐらいたって、計画の進捗率、成果がどれくらい来ているのかというのがもし分かりましたら教えていただけると。

○小牧河川課長 すいません、年度と進捗状況についてはちょっとお時間を頂きます。現況、計画につきましては、大きく分けて、突堤の建設と養浜ということで計画を進めております。実際に養浜は毎年行っておりますが、突堤の建設が今のところは関係者との調整であまり進んでいないような状況でして、これにつきましては、今年度、国がいろいろ調査を行って関係者と協議を行うと聞いております。

事業年度につきましては、国では平成20年度から令和9年度までと計画しておりまして、9年度完了後、県の管理に移行するという計画になっております。

○坂口委員 地元との協議はこれからと言うけれども、工事が進んでいるんだから、これまでずっとやってきているんです。地元との協議の距離が縮まっているのか縮まっていないのかというと、外から見た感じでは縮まっていないんだなという気がするんです。

というのが、最初、突堤は300メートルだったですよね。それで浜が収まるというシミュレーションだったはずですから、それが50メートルになっちゃったら収まらないのは、これは素人にも分かるんです。でも、そのまんまでずっとやってきているということは、協議の見通しはかなり厳しいという具合にやっぱりここで判断すべきだと思うんですけれども、その見通しはいかがでしょうか。

○小牧河川課長 おっしゃるように、平成20年から地元の方たちと調整をしながらここまで来ている中で、まだそれが成立していないという

ことを考えると、いろいろな問題が非常にあります。しかし、今の工法というのは、これまで積み重ねた議論の中で決まっておりますので、現時点ではそれを進めるために今年度地元と調整すると国から聞いておりますので、今年度辺りが一つのターニングポイントになる可能性はあるかなと思っております。

○坂口委員 まず、地元の協議というのは、国に任せちゃ駄目だと思うんです。漁業者は魚が取れなくなるという、農家でいえば畑を取られる、取られないというのと同じような悩みだと思うんです。浜を肥やす、養浜をやるということは、資源には物すごいプラス効果なんです。そして、漁業と農業の違いは、農業は自分の土地なんです。そこを動けない、そこしか自分は利活用ができない。取られたらゼロなんです。

海というのは地先が出ていだけで、海が肥えれば資源は増えるし、漁場は面積も何もかも変わらないんです。汀線から何キロ先まで、何マイル先までがどういうことが許可されますというのは、自分の財産と考えれば、そこで資源が増えていって漁師に対して悪い話じゃないんです。それを平成20年からやっていて一向に進捗しないどころか、計画の300メートルを50メートルに、6分の1にまで短縮せざるを得ないという。仮に50メートルが完成してもこれは全く収まらないです。浸食は続きます。

だから、今年一年が地元との協議の期限なら、徹底して県が——土木方だけではなくて水産方も——宮崎空港の延長のときと同様に積極的に膝を交えて行うべきです。

それでも望みは薄いでしょうけれども、300メートル伸ばせる、伸ばせないの判断も同時にやって、その工法を本当にあそこでやっていくのか。せんだっての説明では、毎年20万立米が沖に出

てしまって、そして16万立米しか入れていないという説明だったかな。それだけでも4万立米足りなくなっているからだんだん細るはずです。もうこの工法はバツです。

そこで、そういったことを一つ大きい課題として捉えて——令和9年までと言われたですね——5年間しか余裕がないわけです。先ほどの美しい宮崎づくりから言っているんですけれども、あそこはやっぱり目玉ポイントです。あそこで美しい宮崎をイメージできる海岸ができるかできんか、令和9年に本当に国がそこまで約束どおりやって返してくれるのかということ、県としては非常にこれは厳しいなという判断をして、求めるべきものを求めていく。

僕はやっぱり工法の変更だと思えます。今の突堤をやって養浜の工法では、未来永劫と言っていいぐらい無理だと思えます。その理由は、さっき言ったように、漁師との折り合いがつかないというのが一つと、今はほとんど河川の掘削土を持ってきています。この掘削土の粒子なり比重なり、粒子の径がどんなになっているのか。そのまんま持ってきちゃったら、あの砂浜では重いものは波で沈んじゃいます。大きいものは沖に流れ、あの小さいもの——ヘドロに近いものは、限りなく沖に出てバームも形成しないで単なる沈下をして広がるだけ。これは次の返す波が来たって元の場所に返ってこないです。だから、出ていけばっかりで返ってこない。

海が何千年と汀線を同じところに持っているというのは、変動性のバームになって、そのバームが出たり入ったりして、ある時点での帳尻がプラスマイナスゼロになるから海岸線が浸食されずにきただけで、そのバランスが取れなくなった。それは粒子があまりにも小さかったり軽過ぎたりして、もう際限なく沖まで出てしまっ

て、もう波の影響も受けない、潮流の影響でも返ってこない、漂っているだけ。それから、海中の砂の中に沈下したり。だから、それを骨材として、材料としてあそこに入れるのなら、僕はストックヤードをつくって、そこでしっかりとした再資源として処理をして、土質改良をやって本当に適するものを一つ持ってくるということ。

木崎海岸はある程度成功していると思うんですが、あそこは広い意味での湾です。だからそこで沿岸流なり離岸流なり、一ツ葉とは全く条件が違うと思うんです。やっぱりここは沿岸流、それから離岸流で沖に出したり、南方向に流れていったりするので、突堤になったんでしょうけれども、その突堤もほとんど効果のない突堤では根底から崩れるわけです。そういうことで工法を変えていかなきゃ駄目だと。

それと、せんだっての国の説明では、サンドバックでちゃんと止めるんだと言ったけれども、サンドバック工法なんて全国でもう聞いたことないです。だから、全国で何か所ぐらいサンドバックをやっているのか。そんな古い工法で本当に大丈夫なのかというところを河川課長はどんな具合に判断されますか。

**○小牧河川課長** 今、全国的に何か所あるかというのは把握しておりません。基本的にサンドバックというのは、通常の固いブロックでの護岸とは違って、そこに養浜された砂があることが前提で、その奥にサンドバックがあることで、大きい台風時にそこで最終的に食い止めるようなものと考えております。

ということで、基本的には、養浜された砂がそこにちゃんと保全されていることが前提で、多分そういうサンドバックというのはありますので、逆に言うと、突堤、そして養浜、それが

完成した上で効果が発揮できるものと理解しております。

**○坂口委員** 結論を言うと、突堤は伸ばせないのでサンドバックは適さないということになりますよね。サンドバックは強度が弱く、耐用年数が物すごい短いですから、ああいったすごく荒れているというか、波がどうなっているか分からんところでは破れますよね。ということは、サンドバック工法を使うような現場というのは物すごく少ないと思うんです。

そんなものをなぜあそこで毎年性懲りもなくやっているのか。これが破れたりして流れてほかのところに行ったりしたら大変な問題です。そのところを県としてはしっかり検証して行って、駄目なものは駄目だと。突堤があって初めてサンドバックの効果が出る。養浜が出て沖に流されずして初めて出るんです。

あそこのサンドバック効果というのは、辛うじて数年間の浜崖を防止するぐらいだと思うんです。素人ながら失礼だけれども、僕はずっと見てきていて、養浜してあそこの海岸を出して安定させるという目的に届く工法ではないと思うんです。だから、あそこで必要なことは、何とかしてトンボロ効果なりを沖合に出すようなことをやめる——突堤を予定どおり出すか、ヘッドランドを出すか、あるいは離岸堤内を入れるか、バリアリーフを入れるか、そういう方法以外では駄目じゃないかと僕は思うんです。

そこら辺を県も責任を持って、こういう理屈でここの海岸は必ず目的を達成する日が来るんだという工法を県民にも示すべきであるし、国にも県に対してしっかり根拠に基づいた納得できる説明を求めるべきじゃないか。あれはこのままじゃあ本当に駄目だと思うんです。令和9年に約束どおり県が管理できるような立派な海

岸として完成させてもらうというのは、とても難しいと思うんです。

繰り返しになりますけれども、まず、漁業者との協議をやるなら国に任せてもパイプを持たないし、それだけの労力もないと思うんです。そこから1年間やるならやるとして——それも見通しがなければやるべきじゃない。一年でも早く工法を考えるべきだと思うんですけれども。

我々はあそこが心配で視察にまで行っているんですから、あの工法でいいのかということも含めて、令和9年までに本当にあそこをしっかりとした海岸として県に管理を任せてもらえるところまでいくのかというのは、ぜひやってほしいと思うんですけれども、どうですか。

**○小牧河川課長** おっしゃるとおり、その交渉につきましては決して国任せにすることなく、こちらからもお願いする部分をお願いするような形で積極的に関わっていきたいと思っております。

**○日高委員長** 私も地元でして、あの辺りは散歩へ行って、毎日チェックされていらっしゃる地元の方がいるんですけれども、坂口委員がおっしゃったように、変わらんというような。初めは突堤ができて、養浜ができて、「うわ、できたね」と、「これが300メートル、どんどん進んでいくっちゃね。」というような話とかもあつたんですけれども、なかなか進んでいかないという部分もありますので、ぜひまた県でも対策をお願いしたいと思います。

**○坂口委員** それと、またこれは話が飛躍するけれども、日南市がウミガメの卵を移動させるという事業をやめました。これは資源保護の面からマイナスがあるからということが最終的には判断材料としてあると思うんです。これは僕も以前から教育委員会あたりに問題提起してき

ているんです。

これは単純な問題で、ウミガメというのは雌雄分化——雄と雌の割合が50%と50%が理想ですけれども——これが分かれるのに臨界温度というのがあるんです。卵が埋められているところの平均温度が29度のときに雄雌50%。これが1度上がって30度になると、臨界温度で100%、雄だったか、雌だったか。下がると雌か雄か。だから、それはある意味、自分の生存のキャパシティをちゃんと敏感に捉えながら、環境に合わせて子孫を残すというメカニズムがあるのかなと思うんです。

このようなことがあるので、あそこを養浜してウミガメというのもうたわれていますがそれでも、それだったらしっかりやって、ウミガメの産卵と雌雄分化にも人為的な影響を与えないというような養浜も必要なんです。これは物すごく難しい作業なんです。だから、サンドバックでぼんとやるという荒っぽいことだけでは、それはちょっと達せないということです。

それから、今度は、崎のほうに消波ブロックなり何なりでやって、そこから浜が始まっていると、そこで亀は引っかかっちゃいます。ロウタスのときなんかは頭を突っ込んでいる亀もいました。だから、そこらもしっかり国と話しながら、あそこはウミガメの産卵地でもあるし、保護区なんだということもやっぱり県がしっかり積極的に国交省に説明して、それに答え切れるような工法でやっていただきたいです。

当然ながら、砂にしてもそういったものにも浮く砂。あと、臨界温度を言いましたけれども、亀は肺呼吸だから、鼻の先で海辺の温度を予測するみたいだけれども、そこが今度は海水の満潮時にどっぷりつかっていたら、卵は多分窒息死すると思うんです。だから、そういった砂浜

の勾配から高低差とか、いろんなものを総合的にやらないとこれは駄目だと思うんです。

そういった意味でやっぱりゼロからあそこは工法を見直して、求めるべき海岸をどうすれば求められるかと——この際ある意味、雨降ってか、不幸中のという表現か、どれが適切か分かりませんが、今回は大きく見直すべきではないかなという気がして。そこをぜひ一回、専門的に知見を集められてあそこの目的を達成する、必ずその目標に到達できる工法というのをぜひお願いをしたいと思うんです。だから、あそこに持ち込む掘削土まで、ちゃんと改良をやったものとか分別したものを持ってくるとかしておかないと、今あそこにあまり歓迎できないようなものを入れているというのも僕は問題視しているんです。ぜひ、これは課長、お願いしておきます。

**○日高委員長** ぜひ、漁業組合の方々の理解を求めて、突堤300メートルを実現していただきたいなと思います。お願いします。

**○窪菌委員** 美しい宮崎づくりの推進ということで、9ページが一番下で、本県が全国で初めて全市町村において景観計画を策定したということでしたが、各自自治体で例えばどのような例で景観の計画がされているのでしょうか。

また、②を受けて、今度は11ページになるんですが、取組状況等を見てみますと、いろんな団体、いろんな活動をされているところに助成されているところなんですけれども、こういった活動に対してこれからもまだこういうのが増えるのかどうか。自治体との関連というんですか、それはどうなっているのでしょうか。

**○黒木美しい宮崎づくり推進室長** 景観計画の事例ということでよろしいですか。

**○窪菌委員** 事例もですが、②と11ページの関

連がどうなっているのかです。今後、どうなるのかということです。

市町村がそれぞれ計画されるわけでしょう。それに対して県がどういった助成なり支援ができるのかということです。

○黒木美しい宮崎づくり推進室長 県単事業で美しい宮崎づくり事業というものがあまして、その中で市町村と一緒にあってそういう景観計画等の指導とかはしております。あと、景観形成支援につきましては、市町村から出てくるボランティアからの申請に対して、同じ事業で県から補助を行っているところです。

○窪菌委員 補助制度の単価は規模で違うんでしょうけれども、例えば民泊の取組への補助は4団体あり、観光地づくりのための事業に取り組む市町村等への補助は7市町9件あったということですが、こういうものの具体的な例を1つか2つどういう状況なのか。県と市町村と一緒にということですが、あくまでもこれは市町村から計画されたものなのか。あるいは県と一緒にということですか。

○黒木美しい宮崎づくり推進室長 この景観形成活動の助成につきましては、ボランティア団体がまずは市町村に申請をしてもらって、市町村が2分の1、もしくは団体が一部補助することもありますけれども、市町村と同じ額を県が補助する、いわゆる間接補助という形でやっています。全額で100万円未満になるような形で考えており、令和2年度は19団体でやっております。

○窪菌委員 例えば、先ほども申し上げました民泊は4団体ということですが、去年、おとしからはコロナでほとんど活動できていない状況ですが、活動していないからお金が生まれてこないんです。しかし、事務費はやっぱ

り必要なんで、運営が非常に厳しい状況が続いているようなんです。

例えば、ほかのボランティア団体でもそうなんですが、これに限らずいろんな要望があると思いますので、そういったのは積極的に検討いただくとありがたいなと思っているところです。

○黒木美しい宮崎づくり推進室長 農泊については中山間農業振興室等と連携してやっています。

○日高委員長 それでは、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって県土整備部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

---

午前11時51分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

午後は1時10分から再開いたします。よろしくをお願いします。

暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

---

午後1時9分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○横山商工観光労働部長 商工観光労働部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

新型コロナの第5波がいまだに収束をしませんで、本県のまん延防止等重点措置の適用が9月末まで延長されております。

これに伴いまして、飲食店や大規模集客施設等の営業時間短縮など、県内の事業者の皆様には引き続き御負担をおかけしますが、新型コロナを一日も早く抑え込み、経済回復のためにアクセルを踏める状況を取り戻すため、県民の皆様様の御理解、御協力をいただければと考えているところでございます。

常任委員会資料の表紙にございます目次を御覧ください。本日はまず、目次のところのローマ数字のⅠ、議案のところ、補正予算について説明させていただきます。

表紙の裏の1ページを御覧ください。

議案第1号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第13号)」でございます。これは屋外型トレーニングセンターの整備のため、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

ここで別冊の補正予算第14号分と記載のある常任委員会資料の表紙の裏でございますけれども、1ページを御覧ください。

議案第26号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第14号)」でございます。これは、県独自の緊急事態宣言及び飲食店等への営業時間短縮要請の期間が9月30日まで延長となったことを受けまして、今回追加で提出をさせていただいた補正予算でございます。

商工観光労働部の一般会計歳出につきまして、こちらの左から補正前の額、608億7,034万円に補正額、7億7,926万7,000円を増額をしまして、補正後の額が616億4,960万7,000円となっております。

2ページには課ごとの予算額を記載しております。後ほど御覧頂ければと思います。

予算につきましては、以上となります。

もう一度最初の常任委員会資料にお戻りをいただきまして、表紙の目次を御覧を頂きたいと

思います。ローマ数字のⅡ、報告事項としまして、4つの出資法人の経営状況について報告をさせていただきます。

また、ローマ数字のⅢ、その他報告事項といたしまして、宮崎県中小企業振興条例及びみやざき産業振興戦略に基づく主な取組についてほか、合わせて8項目の御報告をさせていただきます。

なお、本日、食品開発センター所長の山田が病気療養により委員会を欠席させていただいております。代理で同センターの食品開発部の部長、平川良子が出席をしております。よろしくお願いたします。

それでは、詳細につきましては、担当課室長から説明をさせますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○飯塚観光推進課長** 観光推進課の補正予算について御説明いたします。

お手元の常任委員会資料2ページをお開きください。

まず、1の補正予算の内容であります。以下の表にあります、(事項)屋外型トレーニングセンター整備事業の債務負担行為を追加させていただきます。本事業の期間は令和3年度から4年度の2か年、限度額は18億2,600万円となります。

次に、2の債務負担行為の設定理由であります。県の重点施策でありますスポーツランドみやざきのさらなる推進に向け、県が主体となり、シーガイアオーシャンドーム跡地にラグビー、サッカー、陸上等のトップアスリートの合宿拠点として活用できる、屋外型トレーニングセンターを整備するものであります。

2023年に開催されますラグビーワールドカップフランス大会前の日本代表合宿誘致に間に合

わせるためには、本年度中に設計・施工一括プロポーザルを実施する必要があることから、設定するものであります。

次の3、屋外型トレーニングセンター整備の概要につきましては、後ほど、スポーツランド推進室長より説明させていただきます。

次に、4の今後のスケジュール(案)ですが、10月上旬には設計・施工一括プロポーザル公告を行い、12月頃には受託候補者を決定することとしております。

私からの説明は以上であります。

**○中尾スポーツランド推進室長** 続きまして、常任委員会資料の3ページを御覧ください。

整備の概要について説明させていただきます。

1にありますとおり、県が整備主体となって事業を行うこととし、敷地につきましては、フェニックスリゾート社が保有しているオーシャンドームの跡地のうち約6ヘクタールを無償で借り受ける予定であります。

施設の内容につきましては、(3)にありますとおり、ラグビー・サッカーを対象に天然芝のグラウンドを一面、またハイブリッド芝仕様で400メートルトラックを備えた陸上、トライアスロン等のトレーニングにも対応可能な多目的グラウンドを一面整備する予定であります。

さらに、室内練習場、クラブハウス・トレーニングジム等を併せて整備する予定ですが、詳細内容につきましては、今後事業者から提案を募り、決定してまいります。

概算事業費は18億2,600万円で、財源として、地方創生拠点整備交付金やt o t o助成金、地方債等の活用を検討しております。

次に、2の整備の目的です。

1点目として、国際水準のスポーツの聖地としてのブランド力向上であります。

ポストコロナを見据え、スポーツランドみやぎの新たな展開を図るため、2年後に迫るラグビーワールドカップに向けた日本代表合宿誘致をはじめ、サッカー、陸上、トライアスロン等の国内外代表やトップチームの新たなキャンプ誘致を行うことで、さらに合宿地としてのブランド力向上を図っていきたいと考えております。

また、施設整備後は、この施設を国の屋外型ナショナルトレーニングセンターに指定いただくよう、国に対して働きかけを行ってまいりたいと考えております。

2点目がスポーツを柱とした本県観光の振興・経済の活性化であります。

本県の強みであるスポーツランドの充実を通じて、コロナの影響で停滞する県内経済の回復を図る大きな原動力とするものであり、来年開幕するラグビー新リーグやJリーグチームのキャンプ誘致、それに伴う県外からの誘客数の拡大、練習試合を目的とした宮崎市周辺市町へのトップチームの合宿の広がりや、県内各地での大学等の合宿誘致につなげることにより、経済効果を県内全域に波及させるものです。

3点目が県内アスリートの競技力向上です。

本県で開催予定の国スポ等を見据え、県内競技団体等が主催する大会、スポーツ合宿などでの活用や、日本代表によるジュニア世代への技術指導、見学会等を通じて、県内アスリートの競技力向上につなげていきます。

次に、3の整備による効果であります。

この屋外型トレーニングセンターの整備により、Jリーグの新規チームや日本代表のキャンプ誘致をはじめ、ラグビー新リーグチーム誘致や、日本代表キャンプの定着化を見込んでおります。

加えて、400メートルトラックの新設により、



陸上実業団の新規誘致や、現在、国から指定を受けているトライアスロンの競技別強化拠点の機能強化にもつながると考えております。

また、この施設にラグビーやサッカーのトップチームを新規誘致することで、周辺市町にも練習試合を目的としたトップチームの新規誘致を見込んでいます。

さらに、トップチーム受入環境の整備や、合宿地としての地名度が向上することで、県内各地で学生や社会人等のアマチュア合宿への波及も促進され、スポーツキャンプ・合宿の全県化、通年化につながることが期待されます。

この屋外型トレーニングセンターの整備とそれに伴う県内市町村へのスポーツキャンプ・合宿の広がりにより、その経済効果は、年間約12億円が創出されると試算しているところであります。

説明は以上です。

**○児玉商工政策課長** 商工政策課です。

議案第26号「令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第14号)」について、御説明をいたします。

お手元の令和3年度9月補正歳出予算説明資料議案第26号の青いインデックス、商工政策課のところ、17ページをお開きください。

補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますとおり、一般会計で7億7,926万7,000円の増額補正をお願いするものです。

補正後の一般会計の額は、右から3列目の欄にありますとおり、492億3,957万6,000円となります。

19ページをお願いいたします。

補正の内容ですが、(事項)地場企業振興対策事業費につきまして、説明欄の1、飲食関連事業者等緊急支援事業及びその下の(事項)小規模事業対策費につきまして、説明欄の1、県内

事業者緊急支援事業をお願いするものです。

事業の詳細につきましては、表紙に補正第14号分と記載のあります常任委員会資料でご説明したいと思います。

3ページをお願いいたします。

まず、飲食関連事業者等緊急支援事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、飲食店等への営業時間短縮要請により、直接的に大きな影響があった事業者に対し、これまで飲食関連事業者等支援金を支給しております。

現在、9月30日までが時短要請の期間となっておりますが、今後、10月以降に時短要請が延長された場合に、引き続き支援金を支給し、事業継続を支援するものであります。

2の事業の概要ですが、5,826万7,000円の増額補正をお願いしており、補正後の予算額は3億2,966万5,000円となります。

補正額の内訳ですが、10月まで県内全域で飲食店等の時短要請が延長された場合、一月分で920件分が必要と想定していますが、これまでお認めいただいた予算に対して、これまでの申請件数と、今後受付を行います8月から9月分の時短営業に伴う支給件数の見込みを考慮した上で、不足する570件分と事務費を計上しております。今回お願いしている予算を含め、支援件数としましては、合計で2,827件を見込んでおります。

財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分と一般財源で、事業者支援分の交付金が不足する分を一般財源でみておりまして、国に対しては、引き続き交付金の追加交付を要望してまいります。

(5)の事業内容ですが、支給対象者の考え方はこれまでと同様であり、支給額も1事業者

当たり、月額10万円であります。

前回の8月臨時会の常任委員会で御説明しましたように、本支援金は8月から9月分について、国の月次支援金との併給ができないこととしております。仮に、現在のまん延防止等重点措置が10月以降に延長された場合には、その影響により、国の月次支援金を受給される方については、本支援金は支給しないこととしたいと考えております。

3の事業の効果ですが、飲食店等の営業時間短縮により、特に厳しい環境に置かれた飲食関連事業者等を下支えし、事業継続を図りたいと考えております。

3ページの下の方に、事業のスキーム図を載せておりますが、これまでと同様となっております。

続きまして、4ページをお願いします。

県内事業者緊急支援事業であります。

この事業は、県独自の緊急事態宣言による行動要請により、影響を受ける全ての業種を対象に、1事業者当たり10万円を支給する事業で、これまで5月9日発令の緊急事態宣言に係る影響分については、5月臨時会において議決をいただき、8月11日発令の緊急事態宣言に係る影響分については、8月に専決処分の御報告をさせていただいたところです。

8月影響分について、現在、準備を進めているところですが、今回は1の事業の目的・背景にありますように、県独自の緊急事態宣言の延長に加え、国によるまん延防止等重点措置が初めて本県に適用されたことで、影響をより大きく受ける県内中小企業・小規模事業者の事業継続につながるため、8月に専決させていただいた従来の支援金に上乗せして、支援金を支給するものであります。

2の事業の概要ですが、7億2,100万円の増額補正をお願いしております。

補正額の内訳ですが、支援金の上乗せ分としては、今回7,900件分が必要と考えておりますが、今回、予算上で増額をお願いしているのは、7,200件分となっております。これは、これまでに予算を確保しておりますけれども、8、9月分の予算を計上した際には、宮崎市分の飲食店の時短要請が出ておりましたので、宮崎市の飲食店を除いた形で、予算を計上しておったところです。

しかしながら、予算計上後に全県域に飲食店の時短要請が拡大されまして、時短の協力金をいただいている全県域の飲食店につきましては、除外することとしましたので、その分の700者分の予算が既定分で確保されていると考えまして、今回は7,200件分の7億2,000万円と、また事務費の100万円分の増額をお願いしております。補正後の予算額は27億8,392万1,000円となります。財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分です。

(5)の事業内容ですが、①の支給対象者は、時短要請に係る協力金を支給した飲食店等を除く、県内中小企業・小規模事業者で、②の主要要件と支給額は、従来分とありますが、8月に専決処分させていただいた内容であります。そして上乗せ分とありますが、今回、新たにお願いする内容です。

上乗せ分の要件としましては、アの令和3年8月及び9月の売上げが、前年または前々年の同月売上げと比較していずれも50%以上減少していること、かつ、イの減収前の8月及び9月の売上合計額が20万円以上あることでありまして、支給額は、従来分の支援金に上乗せして、1事業者当たり10万円としております。

3の事業の効果ですが、国によるまん延防止等重点措置が本県で初めて適用されたことにより、人流抑制の影響を受け、特に大きな影響を受ける事業者に対し、従来の支援金に上乗せして支援金を支給することで、事業者の不安軽減を図り、事業継続につなげたいと考えております。

説明は以上であります。

**○日高委員長** 執行部の説明が終了いたしました。委員の皆さんから質疑はございませんでしょうか。

**○二見委員** 屋外型トレーニングセンターについて教えていただきたいのですが、敷地についてはフェニックスリゾート社から無償で借り受ける予定となっていると説明があったのですが、何か契約を結ぶんですか。

今のフェニックスリゾート社の経営状況がどうなっているのか分からないんですけれども、コロナでいろいろ影響が出ていると思うんですが、今経営状況がよくても、今後ずっとそれが続くか分からない。そういったときに、家賃を出してほしいということになったりするのか、どういう契約を結ばれるのか、そこら辺の説明をお願いしたいのですが。

**○中尾スポーツランド推進室長** 委員のおっしゃるとおり、この施設は県有施設でもありますので、恒久的な施設として営業を続けていく必要があると考えております。

万が一、そういうことにならないように、期間を設定せずに地上権を設定することで、第三者への対抗要件という形で、法的な整理をしていきたいと考えております。

**○二見委員** 地上権を設定するとどういう効果があるのか、まず教えてもらえますか。

**○中尾スポーツランド推進室長** あってはなら

ないことなんですけれども、万が一、シーガイアの経営が危うくなって第三者にその土地が譲渡されるといった場合でも、引き続きこの施設を継続して運営ができるよう、法的な第三者への対抗要件という形で地上権を設定しておけば、それが担保できるということになります。

**○二見委員** 今の話だったら、所有権が変わった場合でもその場所を借りることができるということですね。それだけじゃなくて、ここには無償でとなっているんですけれども、それはずっと無償という話なんですか。

**○中尾スポーツランド推進室長** シーガイアとの間では、そういう話で協議をしておりますけれども、地上権の中で、期間は設定せずに無償とするということで担保の設定をするような形になるかと思えます。

**○二見委員** 契約を見直すという話もあり得るということでしょうか。

**○中尾スポーツランド推進室長** 契約書のただし書きの中で、万が一そういう事情が応じたときには、お互いの協議によるとか、そういう一定の条項はつける形になろうかと思えます。

**○二見委員** 結構そこら辺の話って大事なことかなと思うんです。説明をここでされることから、ちゃんとしててもらわないと、ずっとただでいいのかということ。契約を結び直したら、それでまたいいんだというような程度のお考えでおられたら——我々も聞かなかつたら、分からないまま判断することになるんです。

説明するときに、そうやってきちんと、どういったところにリスクがあるのかとか、できれば説明してほしいなと思ったんですけれどもいかがですか。

**○中尾スポーツランド推進室長** 説明不足だったことは申し訳ないと思っております。

おっしゃるとおり、永続的な運営ができるような形で、きちんとシーガイアと協議しながら、法的な整理をしていきたいと考えております。

**○二見委員** この件、最後にしますけど、もしこれを賃借する場合、大体幾らぐらいというふうな評価になっているのでしょうか。

**○中尾スポーツランド推進室長** 県の基準によりますと、県有地を貸し付ける場合の規定はあるんですけども、民間からの賃借を受ける場合の規定は設けていないところでございます。

ただ、他自体の例を見ますと、大体固定資産税の評価額の4%というような数字もあります。仮にその金額で計算をしますと、現在のシーガイアの固定資産税の評価額から判断し、年間で3,000万円から4,000万円程度の借受料になるのではないかと試算しているところでございます。

**○坂口委員** まだ重要な部分がこれからという感じなんですけれども、借地料についてです。ここでは全県下に波及効果を出すとなっているけれども、具体的に直接的効果にあずかれる自治体というのは、限られていると思うんです。

これは本来なら宮崎市がやってもいいぐらいの事業だと思うんです。宮崎市の投資がなされていないということは、例えば借地料に代わる分を固定資産税の減免とかいう形で宮崎市にやらせて県は負担をしないということが、この予算を認める上で僕らから見たら当然の前提条件と思うんです。

それが一つと、さっき言われた地上権の前に、ここが仮に抵当権を設定されていたら、シーガイアとしては抵当権者との調整が要ります。これは物すごく、ある意味背任行為に係るぐらいの難しい交渉になりますから、これは確実にシーガイア側に責任持って整理させて更地にする

ということ。それからの地上権設定でないと、これは成立しないです。

例えば、少なくとも適化法に問題がないような期間、最低限何十年間は県の所有権というのは絶対に守れるよという期間を定めた形での保全をやっておかないと。その辺りのこれからの交渉でちょっと心配な部分もありますけれども、しっかりやってほしいなという気がするので、そこはぜひお願いします。

前の新宿のKONNEでもそうだったんです。よその土地に県のを所有して、そこにまたテナントを入れて、そこがまた投資をしていてそれをやるというと、これも権利の保全と県有財産を絶対損なわないという、そういう保全というのはすごく難しくなってくると思います。

それがこれをスタートするための大前提だということは、しっかり頭に置いて進んでいってほしいと思います。

**○中尾スポーツランド推進室長** まず、固定資産税でございますが、金額については確認をするところでありますけれども、宮崎市との間では非課税措置をするということで確認をしているところでございます。

それから、抵当権のお話でしたが、こちらでも改めて登記の確認をさせていただきましたけれども、現在、抵当権はついていない状況でございます。

**○坂口委員** 非課税ということになると、ここに県営施設ができるということは、シーガイアとしての恩恵は物すごく大きいと思うんです。そこらもやっぱり公平に評価していきながら、借地料が普通の自治体だと固定資産税評価額の4%だと言われたんですけれども、免税になるというのは地権者側は毎年得をしているわけです。

そこは、宮崎市の負担というものをしっかり評価してあげて、そのことを県民に説明できるようにしておかないと、新富町あたりは、この8億円ぐらいの波及効果は何もないです。これがあるとなかろうと誰の給料も上がらない。

だから、そういう形で県費を投資する裏づけはこれだ、根拠はこれだというものがないと、これは僕らとしてはおもしろくない。宮崎市がやるべきじゃないかって、率直にそんな感じがします。だから、ぜひ責任持って説明できるような整理をしてほしいと思います。

**○来住委員** 約6ヘクタールになっているんですけれども、これは何筆あるんでしょうか。

**○中尾スポーツランド推進室長** 現在は立体駐車場も含めて1筆となっておりますので、今後分筆をした上で、地上権を設定するという形で考えているところでございます。

**○来住委員** 正式住所を教えてください。

**○中尾スポーツランド推進室長** 宮崎市山崎町浜山415番地87でございます。

**○二見委員** 経済効果はどういったものを積み上げて、この数字になっているんですか。できれば、その性質を分けて説明してもらいたいなと。

**○中尾スポーツランド推進室長** 4ページの下の方に経済効果と書いておりますけれども、まず、屋外型トレーニングセンター整備の経済効果として3.3億円上げております。これにつきましては、ページの上のほうの屋外型トレーニングセンターのところで、今回、Jリーグ4チーム、ラグビーの新リーグ4チーム、そして陸上の実業団ということで、10チームが来る想定で計算をしているところでございます。

その合宿人数の想定される延べ宿泊数、それに伴う観客動員数を計算し、産業連関分析で波

及効果を入れた分として、3.3億円を算出しているところでございます。

その下の周辺市町へのキャンプにつきましても、同様に合宿人数プラス観客の動員数に産業連関分析でございました波及分を入れ、8.5億円という計算をしているところでございます。

**○窪菌委員** 今言われました、Jリーグの4チーム、ラグビーの4チームというのは、アプローチできて、そういった交渉がもうできているんでしょうか。それとも、施設ができたときの仮定なんでしょうか。

**○中尾スポーツランド推進室長** ここで上げていますJリーグ4チームは、昨年実際に申込みがあったんですけれども、グラウンドの空き状況がなくてお断りをした4チームということになっております。

同様に、ラグビーの4チームにつきましても、同じくグラウンドの空き状況がなくてお断りをした4チームということでございます。

**○窪菌委員** 去年申込みがあったということは、施設が出来上がった暁には、まだ増える見込みもあるということですね。

**○中尾スポーツランド推進室長** そのように考えております。

**○窪菌委員** いつも言われるように、海岸地帯はこういったスポーツ施設とか、いろいろ施設ができるんですけれども、県南、県西の内陸部は、なかなかそういう施設がないんです。

ですから、例えば学生の合宿とかは別として、ある程度分散して合宿できるような施設も考えていただくとありがたいなと思っているんです。そうすると全県化という言葉が適当だと思いますが、いかがでしょうか。

**○中尾スポーツランド推進室長** 県が主体となって整備をすることは、なかなか難しいとこ

ろではあるかと思えますけれども、市町村とも連携して、例えば芝の改良のコーチングをやったりとか、一定施設の開業に向けた補助とか、そういったことも将来的には考えていきたいと思っております。

**○窪菌委員** 夏の合宿は、中央部よりも山手のほうが涼しく、環境条件がいいと思うんです。今言われた芝の改良の問題も、併せてお願いするとうかなと思っているんですけども、いかがでしょうか。

**○中尾スポーツランド推進室長** おっしゃるとおり、ラグビー、サッカーの合宿誘致では、芝のコンディションがすごく大事だと考えております。そういったところも併せて今後市町村とも協力しながら、改良等に努めていきたいと考えております。

**○来住委員** 経済効果の件でどうしても分からないんですが、最初の3.3億円は、この施設ができたことによって、選手だとかそういう方々がその施設を利用する、または周辺を含めたホテルを利用するというところで、これは分からないことはないんです。

しかし、それによって周辺市町村に、キャンプや合宿の誘致が増えるわけですか。そのことによって8.5億円の効果が出ると思えるんですか。

**○中尾スポーツランド推進室長** 現在、野球とかJリーグを受け入れている状況でも、周辺市町への波及効果が非常に大きなところでございます。

プロ野球、Jリーグは、1月、2月にキャンプを受け入れますけれども、3月に社会人とか、学生等のキャンプが周辺市町にもかなり広がっているところでございます。

そういった合宿人数の想定数、それに伴います観客動員数、観光客を含めて、8.5億円を計上

しているところでございます。

**○来住委員** ちょっと理解できないんですけども、野球のキャンプだとか、そういうのは関係ないんじゃないですか。現にやっているわけでしょう。キャンプは、宮崎市のほかの球場だとか、サッカーだって都城市にも来たりしますけれども、それはこのトレーニングセンターとは直接関係ないんじゃないですか。

トレーニングセンターができれば、今までの野球のチームがもっとたくさん来るんですか。どう意味ですか。

**○中尾スポーツランド推進室長** 説明が悪くて申し訳ございませんが、この8.5億円には野球とかそういった数字は上げてなくて、例として野球とかJリーグのプロチームが1月、2月に来ますけれども、それに伴って練習試合目的にはほかのチームが来たり、また、地名度が高まることによって、学生や社会人等が3月にキャンプに多く来るという効果もございます。

ですので、同様にJリーグ、ラグビーがここを拠点に合宿をすることで、周辺市町にも同様に、同じような形で合宿が広がっていくという想定の下、計算をしているところでございます。

**○来住委員** 何かそれは方程式みたいなものがあるんですか。

**○中尾スポーツランド推進室長** 想定としまして、年間のプロとアマチュアの比率を出しますと、Jリーグ、野球等においてもそうなんですけど、大体プロが10%、アマチュアが90%という比率になっております。

今回サッカーとラグビーを新しく誘致することによって、同様に社会人、学生等へ広がっていくというような計算で、このような数字を基に出したものでございます。

**○来住委員** 希望的なものがあるのかな。

○窪菌委員 これは県の施設ですけれども、運営はどこがするようになるんですか。県なのか、どこかに委託する計画なのか、そのあたりはどうなっているのでしょうか。

○中尾スポーツランド推進室長 整備後の運営につきましては、現在のところ指定管理者制度で公募するような形で考えているところでございます。

○窪菌委員 公募はスポーツの振興団体なのかシーガイアなのか、どういった団体を想定しているのでしょうか。

○中尾スポーツランド推進室長 近辺でいきますと、フローランテが公園協会とシーガイアが連携したような形での指定管理でありますので、そういったところも想定の一つにはあろうかと考えております。

○窪菌委員 公園協会は、公園自体は専門ですからいいと思うんですけれども、スポーツのノウハウがあるんだろうかなという気もするんですが、どういったことなんでしょうか。

○中尾スポーツランド推進室長 細かい条件等については、今後詳細を詰めていくこととなります。先ほど、フローランテと申し上げましたが、その横のエントランスプラザにサッカーの施設がありますけれども、そこも公園協会とシーガイアが一緒になって管理しております。主な用務としては芝の管理であるとか、練習の合宿のスケジュール調整とか、そういった役割になるかと思えます。

○窪菌委員 いろんな環境整備を含めて、そういったノウハウや経験があるようなところが指定管理者になるといいと思いますので、願いをしておきたいと思えます。

それともう一点、来月からこれを設計・施工ということで一括してプロポーザルでやるとい

うことなんですが、業者は県内なのか、県外なのか、JVなのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

○中尾スポーツランド推進室長 プロポーザルですけれども、今年度行うのはあくまでも業者の選定ということで、実際の設計・施工につきましては、来年度ということになります。

今後プロポーザルの参加資格要件を整理していきますけれども、このような施設がきちんとできるような、担保が取れるような形で参加資格要件等は整理していきたいと考えております。

○窪菌委員 その場合は、県内業者で大丈夫なんでしょうか。

○中尾スポーツランド推進室長 今回の施設につきましては、ある意味特殊な施設でもありますので、そういったところを踏まえまして、県内、県外といった参加資格要件を整理していきたいと考えております。

○窪菌委員 せっかくの事業ですから、やはり県内の事業者が発注するというような方法でできないのかなと思っています。しかし、中には特殊の仕事もあると思いますので、そういうのも含めてなるべくJVならJVでも、1番目か、2番目か分かりませんが、そのあたりも考慮していただくとありがたいなと思っていますので、お願いします。

○中尾スポーツランド推進室長 おっしゃるとおり、県内企業の育成、あるいは県外へ資金が落ちると経済効果というところもありますので、そのあたりも踏まえた上で、参加資格要件等を整理していきたいと考えております。

○二見委員 先ほどの周辺市町に新規の誘致ができるだろうという話で、プロがこれぐらい来れば、これぐらいの数は来るだろうという見込みとの御説明だったと思うのですが、これは各

市町村にもちゃんと聞きながら、これぐらい見込んでいくということなんですか。

というのも、以前、都城市高城町の総合運動公園の話聞いたときに、あそこプロが来るために半年ぐらいかけて芝の養生をして、プロのチームが来て使って、その後、実業団や大学生とかが使った後に、市民が使うというやり方をしている、地元の人たちはほとんど使えないというのが現状だったんです。

そういう施設の状況があって、さらに誘致ができるのかなと今話伺っていて思ったんですけども、そこら辺の確認はもう取れているんでしょうか。

**○中尾スポーツランド推進室長** この経済効果の算定に当たっては、具体的にどこの市町村に何チームという細かいところまで設定しているものではございません。確かに、委員がおっしゃるとおり、芝の養生期間があって自由に使えない期間があるというところも、課題として我々も認識しておりますので、芝の養生の技術的な指導であったり、通年化といったところもまた市町村と調整をしていきたいと考えています。

**○二見委員** 調整していきたいということですが、それができるんでしょうか。今後の課題としてやっていきますということと、今この時点でちゃんと見込みが取れているのかでは、大分違うんじゃないかなと思うんです。市町村が、それぐらいお金かけてやる気はありませんと言われたら、どうするんですか。

**○中尾スポーツランド推進室長** 我々もそこを大きな課題として考えております。先ほど申し上げましたが、芝の養生期間で、本当は使えるんですけども、プロのチームの意向によってこの期間使えないとか、芝の技術者の熟練度が低いために、芝の養生の期間を長く取らないと

いけないといった事情もあると聞いておりますので、そういった技術的な指導であったり、アドバイスといった側面的な支援をしていきたいと考えているところでございます。

**○二見委員** 先ほどの敷地の無償借受けの件についても同じなんですけれども、大きな課題があるのに、資料には全く出てなかったというのは、どうなんだろうなと思います。そこら辺の課題がどこにどれだけあるのかというのが分からないまま、スタートしていいのかなと思うんですけども。いいんですかね。もちろん提案するときに悪いところばかり出すというのは何かおかしいと思いますけれども、後から後から問題が出てきましたというのはおかしいと思うんです。

今の養生の話だって、シーガイアのところにプロがいるから、その人たちを指導に出したりとか前から事業をやっている、その事業の効果が出て、改善の見込みがあるんですということだったらまだ分かるけれども、そこがまだ課題として大きく残っていて、前向きな展望が描けているように感じないんですけれども、どうなんでしょうか。

**○横山商工観光労働部長** 経済効果につきましては、見込みの部分も含まれていることは事実でございまして、期待という部分もございます。

もともとこの事業を企画して何とか県主体でやっていきたいと考えておりますのが、これまでの多くの方々の取組の結果として、スポーツランドが宮崎県の強みになって、ブランド力が随分高まってきております。これをさらに拡大していきたい、もっと具体的に全県展開を進めていきたいという思いがありまして、そのきっかけとなるものとしてこの施設を造って——もちろん市町村の施設には様々な課題がございま



す。すぐに受け入れられないという課題もあると思いますけれども、そこをどうにか克服していきながら、さらに合宿なり、キャンプというのを全県的に拡大をしていくと。

今、その課題を全て解決できる保障というのは、なかなか難しいところではございますけれども、何とか市町村の皆さん方と一緒にあって、もう一度県も市町村も含めて努力をしていって、さらなるスポーツランドみやざきのステップアップにつなげていきたいということで、この事業を何とか進めていきたいと考えております。

なかなか100%の保障ってできないんですけれども、そこを目指して頑張っていきたいと考えているところでございます。

**○二見委員** 質問じゃないですけども、そういったところは事前に説明していただかないと、ここで出てくるということが、どうなんだろうなと感じてしまうんです。

提案される意味についても、どれだけ宮崎県のスポーツを充実していきたいかという思いも分かるんですけども、そういった課題があるんだったら、事前に市町村長にもある程度話を聞いているとか、そういったところをこうやっていくんだというところまで、ちゃんと準備してますというぐらいは、ほしかったなと思います。

**○横山商工観光労働部長** 説明不足でございまして、おわびを申し上げます。今日いろいろな御指摘をいただきまして、そこも含めてしっかり詰めてまいりたいと考えております。

方向性としては御理解いただいているとは思っておるんですけども、申し上げたとおり、何とかこれをきっかけに進めていきたいと思っておりますので、これから十分な説明ができるように努力してまいりたいと考えております。

**○来住委員** もう一度確認しますが、この土地には抵当権の設定とか、そういうのはされてないんですね。

**○中尾スポーツランド推進室長** 我々が確認したところでは、抵当権の設定はございません。

**○日高委員長** よろしいですか。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

**○串間企業振興課長** 委員会資料にお戻りいただきまして、5ページをお願いします。

公益財団法人宮崎県機械技術振興協会について、まず御説明をさせていただきます。

1の役割等でありますけれども、当協会は機械金属工業の技術指導、調査研究等を行うことによりまして、その振興に寄与することを目的に、昭和54年に設立されております。基本財産は300万円、そのうち県の出資額が150万円、出資割合が50%でございます。

次に、2の事業内容であります。当協会は指定管理者として、宮崎県機械技術センターの管理運営を行っておりまして、県北地域を中心とする機械金属関連の企業を対象に、主に(1)から(4)の業務を行っているところでございます。

次に、3の組織等でございます。図のような組織体制となっております。一番下の表にありますとおり、役員は15名、うち常勤役員は常務理事の1名で、県OBでございます。常勤の職員は3名、うち県OBの事務局長が1名となっております。

続きまして、令和2年度の事業実績につきまして御説明いたします。

令和3年9月県議会定例会提出報告書の41ページで説明をさせていただきます。

2の事業実績をお願いいたします。

(1)の宮崎県機械技術センター管理運営受

託事業等でございます。①の技術支援といたしまして、企業に対する技術指導、機械設備取扱研修などを実施するとともに、②の設備利用といたしまして、三次元測定機などの設備の利用があったところでございます。

また、③の依頼試験といたしまして、金属材料試験やコンクリート強度試験などを実施したほか、④から⑦に掲げる事業を実施してきたところでございます。

続きまして、経営状況等について御説明いたします。

同じ資料の157ページになります。

中ほどの欄の県関与の状況のうち、財政支出等でございますけれども、令和2年度の県委託料が5,941万7,000円でございます。

次に、その下の主な県財政支出の内容でありますけれども、機械技術センターの指定管理に係る委託料でございます。

次に、一番下の欄、活動指標を御覧ください。

①の技術相談件数と、③の企業巡回訪問件数につきましては、目標値を上回る実績値となっておりますけれども、②の設備利用件数につきましては、目標値に対して実績値が下回っている状況でございます。昨年度を上回る利用件数ではあったものの、引き続き目標達成に向けて、企業訪問などによる保有設備の周知・案内に努めることといたしております。

158ページをお願いいたします。

まず、一番上の財務状況の左側、正味財産増減計算書の令和2年度の欄をお願いいたします。

上から3段目の当期経常増減額はマイナス4万2,000円、その3つ下の当期経常外増減額は152万円、これらを合計した、当期一般正味財産増減額は147万8,000円となっております。これは指定正味財産から一般正味財産への振替等によ

るものでございます。

次に、財務状況の右側の貸借対照表の令和2年度の欄を御覧ください。

一番上の資産は1,800万6,000円、その3つ下の負債は316万9,000円でありまして、この結果、その3つ下の正味財産は1,483万6,000円となっております。

次に、中ほどの財務指標の令和2年度の欄をお願いいたします。

①の県補助金等比率につきましては、実績値が目標値を下回っております。協会といたしましては、引き続き外部資金等の獲得などの自己活動資金の確保に努めることとしております。

また、②の人件費比率につきましては、実績値が目標値を上回っているところでございます。

次に、一番下の総合評価についてでございます。まず、左側の自己評価でございますけれども、協会としましては、活動内容をA、財務内容と組織運営をBと評価しております。

次に、右側の県の評価ですけれども、活動内容につきましては、コロナ禍の影響がある中でオンラインでの技術セミナーを開催するなど、企業ニーズの把握、サービス向上に努めたことでAと評価しております。

財務面につきましては、健全な運営ではありますけれども、県委託料への依存度が高く、自己収入の比率が低いということでB、組織面につきましては、現状の運営体制に問題はないんですけれども、将来の安定した運営に向けてのノウハウの承継等が課題ということで、Bと評価しております。

令和3年度の事業計画につきましては、同じ資料の46ページ以降でございますけれども、取組内容は昨年度と同様でありますので、省略させていただきます。

機械技術振興協会につきましては、以上でございませう。

続きまして、公益財団法人宮崎県産業振興機構の概要について御説明いたします。

常任委員会資料に戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

1の役割等でございますが、当機構は、県内中小企業における経営基盤強化や新事業の創出などに資する事業を行うことによりまして、本県産業の振興と活力ある地域社会の形成に寄与することを目的に、昭和59年に設立されております。

(3)の出資状況でございます。出資総額は1億1,500万円、そのうち県の出資額が1,400万円でございます。出資割合が12.2%となっております。

次の2の事業内容でありますけれども、(1)の経営課題等に対する相談、助言に関する事業をはじめといたしまして、(6)に掲げる事業を展開しているところでございます。

次に、3の組織等でございます。組織図にありますとおり、当機構は、理事長等の下、5課1室体制となっております。令和3年4月1日時点で、理事と監事を合わせた役員数は9名、常勤職員数は17名となっております。

県関係では、理事長と常務理事2名が県OBで、理事4名は非常勤ですが、そのうち1名が商工観光労働部次長で、県OBが2名になります。

その下の監事2名のうち1名が県OBで、常勤職員は県からの派遣職員が11名、県OBが2名となっております。

続きまして、令和2年度の事業実績について御説明をさせていただきます。

令和3年9月県議会定例会提出報告書の49ペ

ージでございます。

2の事業実績の主なものを御説明いたします。

まず、表の(1)経営課題等に関する相談、助言に関する事業のうち、①及び③は県内中小企業からの相談対応を行ってきたところでございます。

その下にあります(2)の新事業の創出、新分野への進出等に対する助成に関する事業につきましては、次の50ページにかけて記載しておりますけれども、産学官による共同研究や環境リサイクル関連の技術開発などに対する支援を行ったところでございます。

51ページ、一番下の(6)の産業振興の基盤づくりに資する人的、技術的ネットワークの強化及び高度化に関する事業につきましては、52ページの①から⑦、またさらに53ページの⑧から⑩に掲げる事業によりまして、企業の様々な取組を支援したところでございます。この中で、⑨と⑩の事業につきましては、補正予算といたしまして、コロナ禍における県内企業の事業活動の再開等の取組に対する支援をしてきたところでございます。

続きまして、経営状況等につきましては、出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

同じ資料の183ページでございます。

中ほどにあります、県関与の状況の財政支出等から御説明いたします。

令和2年度の県の委託料が8,307万1,000円、県補助金は8億1,174万4,000円となっております。

次に、その下にあります、その他の県からの支援等でありますけれども、工業技術センター内にある事務所のスペースは県から無償貸与となっております。

次に、主な県財政支出の内容でございますけれども、①と②は、先ほども申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援を実施するための補助金、③は機構の運営管理に対する補助、④は産学金労官で構成するプラットフォームによりまして、成長期待企業等の支援を実施するための補助金であります。

続きまして、下のほうの活動指標になります。①の相談件数及び②の取引あっせん、紹介件数は、コロナなどの影響もございまして、実績値が目標値を下回っている状況にあります。

③の産学官共同研究開発等の支援事業による支援企業につきましては、目標値と同数の実績値となっております。

184ページをお願いします。

財務状況についてでございます。まず左側の正味財産増減計算書の令和2年度の欄をお願いいたします。

上から3段目の当期経常増減額はマイナス218万1,000円、その3つ下の欄の当期経常外増減額はゼロとなっております。これらを合計いたしました当期一般正味財産増減額はマイナス218万1,000円となっております。これは退職給付費の積立てを増やしたことなどによるものでございます。

次に、右側の貸借対照表の令和2年度の欄でございますけれども、資産は10億4,479万1,000円、負債は5億3,701万1,000円となっております。この結果、正味財産は5億778万円となっております。

次に、財務指標についてであります。

①の自己収益額につきましては、目標値1,700万円に対しまして、実績値が1,887万円、達成度が111%であります。これは機構におきまして、

賛助会員の募集をやっていることなどによるものでございます。

②の流動比率につきましては、目標値を上回っております。

次に、直近の県監査の状況でございますけれども、昨年度の監査において、指摘事項等はございませんでした。

次に、総合評価について御説明いたします。機構の自己評価では、組織運営をA、活動内容、財務内容をBとしております。

県の評価としましては、活動面では相談件数や取引あっせん、紹介件数が目標を下回っておりますけれども、コロナ禍においてオンライン商談会の開催など、環境変化で工夫した対応を行っていることからB、財務面では県への財政依存度は高いものの、財政指標は目標を上回っており、財政運営は順調と認められるのでB。

組織面におきましては、県派遣職員に比べてプロパー職員が少ないという課題はありますけれども、理事会等の運営、業務執行体制の整備など、適正な運営がなされているということでBとしております。

続きまして、令和3年度事業計画書について御説明いたします。

61ページでございます。

2の事業計画でございまして、今年度新たに、(1)の①ものづくり企業事業活動回復支援事業及び②中小企業等経営再構築サポート事業を実施しまして、コロナ禍の影響等による消費ニーズの変化に対応する取組への専門家派遣など、支援体制を強化することとしております。

以下は、昨年度とほぼ同様の事業を行うこととしておりますけれども、今年度補正で、新型コロナウイルスの影響に対する企業への補助事

業を実施しているところがございます。

企業振興課の説明は以上でございます。

○飯塚観光振興課長 常任委員会資料の7ページをお開きください。

公益財団法人宮崎県観光協会であります。1の役割等ですが、当協会は、国内外の観光客、M I C E、スポーツ大会・合宿等の誘致を行うことにより、本県の観光振興を図り、地域経済の活性化等に寄与することを目的としております。

(3)の出資状況は、基本財産2億8,000万円のうち、県の出資額は1億750万円、出資割合は38.4%であります。

次に、3の組織等であります。組織図のような体制になっておりまして、下の表のとおり、令和3年4月1日現在で役員は26名で、うち常勤役員は県OBの専務理事と常任理事の2人です。また常勤職員は25名で、うち県派遣職員が5名となっております。

次に、経営状況等の詳細についてでございます。別冊の令和3年9月県議会定例会提出報告書の159ページをお開きください。

まず、一番上の概要とその下の県関与の状況の人的支援の状況につきましては、先ほどの委員会資料で御説明したとおりです。

概要の欄の下、県関与の状況のうち、財政支出等についてであります。県補助金が令和2年度は7億7,991万7,000円となっております。

その内訳ですが、その下の主な県財政支出の内容にありますとおり、それぞれ、①の観光客誘致促進事業は、国内外からの観光誘客促進のための対策等に係る経費、②のスポーツランド推進事業は、スポーツイベント等の開催支援、スポーツ合宿等の受入れや受入れ体制整備に係る経費、③のスポーツランドみやざきを生かし

たまちづくり推進事業は、スポーツをテーマにした観光誘客等に係る経費のほか、④新しい生活様式を踏まえた県内外からの集客イベント等開催支援事業、⑤みやざきユニバーサルツーリズムセンター事業に係る経費となっております。

次に、一番下の活動指標についてであります。

①観光入込客数、②M I C E参加者数、③スポーツキャンプ参加者数の3つの活動指標を設定しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、本県への人流が減少したことから、全ての活動指標について、目標値を下回っております。

なお、①観光入込客数につきましては、後ほどその他報告事項で詳しく説明させていただきます。

次に、160ページをお開きください。

財務状況についてであります。まず、左側の上のほうの正味財産増減計算書の令和2年度の欄を御覧ください。経常収益は8億4,281万円余、経常費用は8億4,311万円余であり、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額はマイナス30万円余となっております。

当期経常外増減額はゼロ円のため、当期一般正味財産増減額はマイナス30万円余となり、その結果、一般正味財産期末残高は3,974万円余となります。

指定正味財産期末残高の2億8,244万円余と合わせますと、正味財産期末残高は3億2,219万円となります。

次に、右側の貸借対照表についてであります。令和2年度の欄を御覧ください。

資産は、流動資産、固定資産を合わせまして5億569万円余、負債は流動負債、固定負債を合わせまして、1億8,350万円余となり、資産から負債を差し引いた正味財産は3億2,219万円と

なっております。

次に、財務指標についてであります。

①の自己収入比率は、当期支出合計に対する自己収入等の割合であります。目標値20%に対して、実績値5.3%で、達成度26.4%、②自主事業比率は当期支出合計に対する自主事業の割合であります。目標値60%に対して、実績値98.0%で達成度163.3%、③の管理費比率は、当期支出合計に対する人権費等の管理費の割合であります。目標値25%に対して、実績値2.0%で、達成度192.0%となっております。

次に、直近の県監査の状況についてであります。

令和2年度に行われました県監査において、2件の注意事項がありました。いずれにつきましても速やかに改善措置を取るとともに、再発防止策として、会計処理時のチェック体制の強化を図ったところであります。

最後に総合評価について御説明いたします。

まず、左側、協会の自己評価について、活動内容をB、財務内容をB、組織運営をBとしているところであります。

これに対する県の評価としましては、右のほうになりますが、観光業界が新型コロナウイルスの影響を受ける中、県や関係機関との連携を図り、県民や観光業界のニーズに対応した事業を迅速かつ効果的に実施できたことから、活動内容をB、賛助会員の確保など自己収入増に取り組む必要はあるものの、自主事業比率や管理費比率は目標を上回っていることから、財務内容をB、新型コロナウイルスの感染状況や補正予算の動きに柔軟に対応できる業務執行体制が整っていることから、組織運営をBとしております。

説明は以上であります。

○吉田オールみやぎ営業課長 オールみやぎ営業課でございます。

私からは、公益財団法人宮崎県国際交流協会について御報告いたします。

常任委員会資料の8ページをお願いいたします。

まず、1の役割等ではありますが、当協会は、多文化共生の社会づくりと県民の幅広い参加による国際交流活動を促進し、諸外国との相互理解や友好親善を深めることにより、宮崎県の国際化や地域活性化に寄与することを目的としております。

(3)の出資状況であります。財団の基本財産5億4,360万円のうち、県の出資額は4億4,307万円で、出資割合は81.5%であります。

2の事業内容につきましては、(1)から(4)のとおりでございます。

3の組織等であります。体制につきましては、組織図のとおりとなっております。職員数は一番下の表のとおり、令和3年4月1日現在で理事と監事を合わせた役員が10名、うち常勤役員は県OBの常任理事1名となっております。また常勤職員は10名で、うち県派遣職員が1名となっております。

続きまして、令和2年度の事業実績について御説明いたします。

別冊の令和3年9月県議会定例会提出報告書の69ページをお開きいただきたいと思います。

主な実績を御説明いたします。まず、(1)の交流推進事業では、国際交流サロンや国際交流ボランティア養成に係る講座などを開催しまして、(2)の情報提供事業では、協会誌サウス・ウインドの発行や英語など4か国語による国際プラザニュースの発行を行ったところであります。

次に、70ページをお願いいたします。

(3)の外国人住民支援事業では、外国人住民等からの行政・生活全般に関する相談対応や情報提供を多言語で一元的に行う、みやざき外国人サポートセンターの運営や外国人住民のための日本語講座などを実施しております。

(4)の国際化推進事業では、県民の方を対象とした国際理解講座や多文化共生アドバイザーを派遣して行う講座などを実施したところであります。

次に、経営状況等につきましては、宮崎県出資法人等評価報告書により御説明いたします。

同じ資料の161ページをお願いいたします。

まず、一番上の概要とその下の県関与の状況のうち、人的支援の状況は先ほどの説明と重複しますので、説明は省略させていただきます。

同じく県関与の状況のうち、財政支出等についてでございますが、令和2年度の実績は県委託料が5,231万余となっております。その内訳は、その下の主な県財政支出の内容の令和2年度決算額にありますとおり、①の多文化共生地域づくり推進事業と、②の外国人住民等相談窓口運営事業、③の地域日本語教育体制整備事業に係る委託料となっております。

次に、一番下の欄にあります活動指標ですが、①の研修・講座の延べ参加者数、③の宮崎県国際プラザ延べ来館者数は、新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、研修・講座の中止や人数制限によりまして実施のほか、国際プラザの一時閉鎖などの影響によりまして、目標値を下回ったところでございます。

また、②のホームページアクセス数は、スマートフォンへの対応や内容の充実を図るリニューアルを行ったことなどによりまして、目標値を上回っております。

次に、162ページをお願いいたします。

財務状況についてでございます。まず、枠内左側、正味財産増減計算書であります。令和2年度の列を御覧ください。

一番上から順に、経常収益は5,878万円余、また経常費用は5,785万円余であり、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は92万8,000円となっております。

また、当期は基本財産の運用切替えにより経常外費用が発生しましたことから、当期経常外増減額はマイナス34万6,000円となっております。これらを合わせました、一般正味財産増減額は58万2,000円余となっております。

これと、一般正味財産期首残高406万円余と合わせた、その下、一般正味財産期末残高は464万円余で、これと、下から2番目の指定正味財産期末残高5億4,360万円と合計した正味財産期末残高は5億4,824万円余となります。

次に、枠内右側の貸借対照表についてであります。一番右側の令和2年度の列を御覧ください。

一番上の資産は5億5,169万円余で、3行下になりますが、負債は344万円余となっており、さらに資産から負債を差し引いた正味財産は、5億4,824万円余となっております。

次に、財務指標についてであります。

①の自己収入比率は、当期支出合計額に対する基本財産運用収入や会費、雑収入などの自己収入及び自主事業収入の比率でございますけれども、目標値12.0%に対して、実績値は9.7%で、達成度は80.8%となっております。

また、②の管理費比率は、経常費用に占める管理費の割合でございますけれども、目標値の14.5%に対しまして、実績値は12.3%と、達成度は115.2%となっております。

その下、指標の設定に関する留意事項につきましては、外国人材の増加に対応するため、令和元年度から県の委託事業を新たに受託しておりますけれども、事業規模が大きくなるにつれて、いずれの指標も下がる傾向にあることから、令和3年度以降の目標値を①の自己収入比率については10%、②の管理費比率については12%に見直したところでございます。

次に、総合評価についてであります。

まず、協会の自己評価は、活動内容をA、財務内容をB、組織運営をBとされているところでございます。

これに対する県の評価は、右の欄となりますが、活動内容は多様なニーズに対応した事業に積極的に取り組みますとともに、外国人材の増加に対応するため、みやざき外国人サポートセンターの運営や、日本語教育体制の整備に取り組んでおりますことからA、財務内容は県からの受託事業費が収益の多くを占めており、今後も自己収益増に取り組む必要がございますことからB、組織運営につきましては、最小限の人数で運営されておりますけれども、職員の体制強化に取り組む必要があることなどからBとしたところでございます。

最後に令和3年度の事業計画についてであります。こちらは、同じ資料の75ページ以降に掲載しておりますけれども、前年度とほぼ同じ内容となりますので、説明は省略させていただきますと思います。

説明は以上です。

**○日高委員長** 執行部の説明が終了いたしました。委員の皆さんから質問はございませんでしょうか。

**○濱砂委員** 今、4つの財団法人の説明をいただきましたが、宮崎県だけでなく、各県全部

同じような機構があるんですか。

**○串間企業振興課長** 企業振興課で所管していただきます機械技術センターは、恐らく工業技術センターと同じような目的、支援内容というのがありまして、工業技術センターということで、公の組織として多分全国にあるかと思えます。

公益財団法人産業振興機構も先ほどの法律によりまして、各県に一つ、知事が認定する機関が全国各地にあると思っております。

**○飯塚観光推進課長** 観光協会についても全国各県にございます。

**○濱砂委員** 159ページの宮崎県観光協会の県関与の状況で、県補助金が平成30年度が3億円、令和元年度が2億9,200万円、2年度が7億7,900万円の補助金が出ているんです。内容を見ると、国内外からの観光誘客促進のためセールスプロモーションといったものを書いてあるんですけども、5億円程度増えているんです。

コロナ禍の問題もあったんでしょうが、どういう内容だったんですか。

**○飯塚観光推進課長** いわゆるコロナ対策の旅行促進に関する事業が大半でして、国費が大半でございます。

**○濱砂委員** 国費を県におろして、それが全体的にということなんですか。

**○飯塚観光推進課長** 旅行促進の事業を協会が担っていただくということで、例えば現在行っているジモ・ミヤ・タビキャンペーンにつきましても、そのような感じになっております。

**○太田副委員長** 資料8ページの公益財団法人国際交流協会は国際交流ということで、いろんな言語に対応できる人がいらっしゃるんだろうと思いますが、まず、そういった外国語対応ができる人というのはどのくらい組織内にいるのでしょうか。



また、観光業とか、いろんな対応もしなければいけないところもあると思うんですけども、ボランティアでもそういう人がいらっしゃるのでしょうか。

○吉田オールみやざき営業課長 嘱託職員9名のうち、語学の堪能な方が、基本的には英語になりますけれども数名いらっしゃいます。

あと、多様な言語がございますので、そのような方はボランティア登録をさせていただいておりまして、ニーズに応じて派遣するというような形で対応させていただいております。

○太田副委員長 英語が基本でしょうけれども、どんな言語に対応できるのでしょうか。

○吉田オールみやざき営業課長 在住外国人としてたくさんいらっしゃる中国の方、それから韓国の方、あとフィリピンのタガログ語、今後ニーズが増えてくるであろうと考えているベトナム、そのような方に対しては対応が可能な体制は取っているところでございます。

○太田副委員長 同じような感じでお聞きしますと、7ページの宮崎県観光協会もMICEとかいろいろあるようで、国際化を図られた組織にしなきゃいかんところがあるのかなと思うと、事務局の中には、そういう言語対応できる人というのはいらっしゃるのでしょうか。

○飯塚観光推進課長 現在はおりません。

○太田副委員長 いなくてもそんなに問題はないうんですね。

○飯塚観光推進課長 まさしくオリパラとか、当課もスポーツランド推進室も対応する場合がありますので、その場合はオールみやざき営業課におります交流員の方と連携して対応させていただきます。

○坂口委員 気がかりなのが、言語の通訳能力が完璧であっても、宗教とか文化を理解してい

ないと、とんでもないトラブルになったりします。そこら辺はボランティア任せとかで問題があるものですが、これまでそういったことでのトラブルとか、反省すべきことというのは起こってないんですか。宗教なんかは特に食べ物まで絡んだりとか、なかなか難しいと思うんですけど、そこらはどんなですか。

○吉田オールみやざき営業課長 国際交流協会におきまして、ボランティアの養成講座等も行っておりまして、その方々に対して研修等を行っているところでございます。

○坂口委員 これまでに問題点というのはなかったのでしょうか。

○吉田オールみやざき営業課長 御指摘のとおり、非常に難しい問題だと思います。特に、宗教、食事等々、トラブルが生じやすいと思います。現時点ではそのような声はお聞きしておりませんが、今後も気をつけるように、きちんと体制を取っていきたいと考えおります。

○日高委員長 関連でよろしいでしょうか。その他、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、次の報告事項に関する説明を求める前に、換気を含めて5分間休憩をしたいと思います。50分になったら再開いたしますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時44分休憩

---

午後2時49分再開

○日高委員長 それでは、委員会を再開いたします。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○児玉商工政策課長 常任委員会資料の9ペー

ジをお開きください。

宮崎県中小企業振興条例及びみやざき産業振興戦略の令和2年度における主な取組状況について御報告いたします。

9ページに条例と戦略の概要を記載しております。

宮崎県中小企業振興条例は、中小企業の振興により本県経済の発展と県民生活の向上を図ることを目的に、平成25年4月に施行したもので、3つの基本理念を掲げ、条例に基づく主な施策の実施状況については、毎年度公表することになっております。

次に、みやざき産業振興戦略は、県総合計画の未来みやざき創造プランの商工業に関する分野別計画として策定しているもので、計画期間は令和元年度から令和4年度までとなっております。

付加価値の高い産業の振興と良質な雇用の確保を目指し、数値目標を設定して、具体的な施策を盛り込んでおきまして、当戦略につきましても、各施策の実施状況等については、毎年度公表することになっております。

本日は、中小企業振興条例で掲げる基本方針の商工業分野における具体的な施策がみやざき産業振興戦略に盛り込まれていることと、県内の事業者のほとんどが中小企業者でありますことから、両者を併せて、産業振興戦略の柱に沿って御説明させていただきます。

なお、条例と戦略、それぞれの取組状況の詳細につきましては、お手元に別冊資料として記載してお配りしておりますので、後ほどまた御覧いただければと思います。

では、常任委員会資料の10ページを御覧ください。

戦略の3つの方針ごとに令和2年度の主な実

績をまとめておりますので、御説明いたします。

なお、令和2年度は、新型コロナ対策として実施した事業が多くありましたので、特に新型コロナ対策として実施したものについては、黒丸で示しております。

まず、方針1の将来にわたって地域の経済と雇用を支える企業・産業の振興についてであります。今後、人口減少が確実に進んでいく中で、持続可能な経済社会を築いていくことがますます重要になる中、地域を支える企業や産業を育成するという方針の下に行った取組であります。

主な実績としましては、項目の1番目ですけれども、地域経済を牽引することが期待される成長期待企業26社に対して、企業成長促進プラットフォームによる集中的な支援を行うとともに、成長期待企業に続く企業として、未来成長企業の選定を行ったところであります。

2の中小・小規模企業の振興としましては、商工会等を通じた専門家の派遣でありますとか、若手経営者養成塾の開催、よろず支援拠点等での相談対応に取り組んだほか、新型コロナ対策として、減収の大きい小規模事業者に対する小規模事業者事業継続給付金の支給や、低利な融資等による金融支援を行ったところであります。

また、3の成長産業の振興にありますように、フードビジネス、医療機器といった本県の強みを生かした成長産業の育成、4の戦略的な企業立地と定着促進にあります、県外事務所や市町村と連携しながら県外企業へのアプローチ、既に県内に立地した企業へのフォローアップを実施したところであります。

11ページをお願いします。

5の商業・サービス業の振興では、商店街のにぎわい創出につながる市町村の取組への支援

ですとか、商店街のリーダーやインターネットを活用した販路拡大に取り組む事業者への研修等を行い、また新型コロナ対策として、市町村と連携した消費喚起策を実施いたしました。

6の観光の振興については、後ほど観光推進課からも観光入込客統計調査結果を御説明させていただきますが、県境や国境をまたいだ旅行が大きく制約を受ける中、宿泊・ゴルフ場予約サイトを活用したプロモーション等に取り組んだところでもあります。

次に、12ページをお願いします。

方針2、みやざきで暮らし、みやざきで働く人財の育成・確保であります。生産年齢人口が減少する中、県内企業の働き方改革の促進や若者の県内定着、多様な人材の活躍推進を図る方針の下に取り組んだところであります。

具体的には、1にありますように、事業所における働きやすい環境づくりを促す取組や、2の若者の県内就職促進と離職防止では、県内高校等に企業のPR動画や企業体験動画をお届けしたり、3番目の黒丸にありますとおり、コロナ禍の影響で対面での採用活動が制限される中、オンライン形式での大学生等と企業のマッチング等を行ったところでもあります。

次に、3のUIJターンの促進では、県内外4か所に設置した、宮崎ひなた暮らしUIJセンターにおいて就職相談に応じたほか、コーディネーターを配置し、県外大学生に向けた就職情報の提供を行ったところでもあります。

また、項目の4、5及び6にございますとおり、女性や高齢者、外国人といった多様な人材に就業し、活躍していただくために、職業訓練の実施やマッチングの支援、外国人材を受け入れる企業に向けた個別相談会等を行ったほか、技能者の育成や職業訓練に取り組んだところで

あります。

13ページをお願いします。

方針3、企業の成長等を促す各種支援ですが、海外展開や新技術の開発など、新しいビジネスや成長に向けた取組に一步踏み出す企業を後押しするという方針の下に取り組んだものであります。

1の海外展開の促進では、新型コロナの影響で活動が制限される中、輸出に取り組む企業に対し、海外専門家による支援や海外ECサイトを利用した販路拡大支援などに取り組んだところでもあります。

2の新技術の開発や活用等の支援では、工業技術センターや食品開発センターによる技術移転や、産学官の共同研究グループによる調査や研究開発に対する支援に、14ページの3、事業承継支援では、宮崎県事業承継ネットワークを通じた事業承継診断やマッチング支援に取り組み、31件の成約があったところでもあります。

4の起業・創業支援につきましては、創業予定者向けのセミナーの開催や商工団体等を通じた助言など、また、5の支援ネットワークのさらなる強化では、中小企業支援ネットワークの再構築を行ったところでもあります。

15ページをお願いします。

成果指標の一覧を掲載しております。表の右から2つ目の列です。計画2年目の列というのがありますが、ここは昨年の実績であります。表の真ん中あたり、新規開業事業所数が、統計の関係で未確定になっておりますけれども、製造品出荷額等が比較的堅調である一方で、やはりコロナの影響により観光消費額や輸出額が減少をしております。

今後とも、市町村、事業者、関係機関等と連携を取りながら、戦略の目標として掲げる付加

価値の高い産業の振興と良質な雇用の確保を図ってまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○吉田オールみやざき営業課長 同しく常任委員会資料の16ページをお願いいたします。

令和2年度のみやざきグローバルプランに基づく取組について御報告をいたします。

みやざきグローバルプランにつきましては、令和元年6月に策定をいたしまして、1の策定趣旨にありますとおり、世界の国・地域との経済をはじめとします多様な分野における交流や、地域社会における外国人との共生など、グローバルな視点から取り組む施策を本県の重要施策の一つと位置づけまして、関係機関・団体等と連携・協働し、総合的かつ計画的に推進しているところでございます。

また、2の位置付けにつきましては、県の総合計画、未来みやざき創造プランのグローバル関連施策に関する部門別計画として、令和元年度から令和4年度の計画期間となっております。

このプランの推進体制としましては、庁内に設置しましたみやざきグローバルプラン推進本部を中心に、関係部局が連携しまして、海外事務所等の海外拠点機能等を活用しながら、下の体系図にありますとおり、グローバル経済交流の強化、グローバル人材の育成・確保、多文化共生社会づくりの推進、国際交流・国際協力の促進の4つの施策を推進しております。

17ページをお願いいたします。

1、令和2年度の主な取組につきまして、各施策ごとに主な内容を御説明いたします。

まず、施策Ⅰ、グローバル経済交流の強化ですが、①海外への展開促進としましては、2つ目のポツになりますけれども、コロナ禍で渡航しての販路開拓が困難な中、巣籠もり需要等で

増えたEC——インターネット通販の需要を捉えまして、6月議会で議決をいただきました補正予算によりまして、企業が行う海外のECサイトを活用した販路開拓の支援を実施いたしました。

また、②海外からの誘致推進としましては、韓国、香港の現地航空会社が国際線の遊覧飛行を行った際に、機内にて本県観光のPRを実施しますとともに、中国やタイにおいては、積極的なデジタルプロモーションを行ったところでございます。

次に、施策Ⅱ、グローバル人材の育成・確保ですが、①グローバル社会に対応できる幅広い人材の育成として、1つ目のポツになりますけれども、コロナ対策を徹底しながら、県の国際交流員3名による国際理解講座等を実施しますとともに、②産業分野での人材の育成・確保としまして、2つ目のポツになりますが、医療、介護、農業、漁業、建設業の各分野におきまして、外国人材の受入体制整備に努めたところでございます。

18ページをお願いいたします。

次に施策Ⅲ、多文化共生社会づくりの推進ですけれども、①外国人住民への支援として、地域日本語教室を計8回開催しますとともに、令和元年度に設置した外国人サポートセンターの円滑な運営に努めたところでございます。

また、②外国人と共生する地域社会づくりとしまして、2月に外国人災害サポートボランティア養成講座を開催いたしました。

次に、施策Ⅳ、国際交流・国際協力の促進ですけれども、①国際交流の促進として、1つ目のポツになりますが、リアルな交流が制限される中におきまして、本県と台湾の高校生同士のオンライン交流を支援いたしました。

②国際協力の促進につきましては、例年行っておりますブラジルからの県費留学生の受入れに関して、調整を行ってまいりましたが、新型コロナの影響が長期化したことによりまして、最終的には来日が延期となったところでございます。

最後に2、成果指標の進捗状況ですが、プランで設定した9つの成果指標について、令和2年度は新型コロナの影響を大きく受けまして、外国人宿泊者数やクルーズ船寄港回数をはじめ、多くの指標が昨年を下回る結果となったところでございます。

コロナ収束の見込みもまだ見えない状況ではございますけれども、必ず来るであろうコロナの収束を見据えまして、現在できることを着実に実行しながら、令和4年度の目標達成に向けて推進してまいりたいと考えております。

私からの説明は、以上です。

**○飯塚観光推進課長** 常任委員会資料の19ページをお開きください。

令和2年宮崎県観光入込客数統計調査結果の概要につきまして、御報告いたします。

この調査は、県内の観光地204地点及び集客イベント14地点で行っております。

まず、1の調査時期は、令和2年1月1日から12月31日までであります。

次に、2の調査結果概要、(1)観光入込客数です。表1を御覧ください。令和2年は下から4行目の合計の欄にありますとおり、1,019万7,000人回で、前年比35.8%減少しており、このうち県外客は481万7,000人回で、前年比33.1%減少、うち訪日外国人は4万人回で前年比88.6%減少となっております。県内客は538万人回で前年比38.0%減少となっております。

入込客数が減少した要因としましては、新型

コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う国の緊急事態宣言や、県の感染拡大緊急警報が発出されるなど、県内外において外出自粛が要請されたことによる影響が大きく、特に、訪日外国人に関しましては感染拡大に伴い、観光目的での入国が制限されたことが大きく影響しました。

次の20ページを御覧ください。

(2)観光消費額です。令和2年の本県の観光消費額は、表2の下から4行目にありますとおり、合計で1,043億9,900万円で、前年比43.0%減少しており、このうち県外客は705億600万円で前年比46.2%減少、うち訪日外国人は27億3,400万円で前年比84.4%減少となっております。

県内客は338億9,300万円で前年比34.9%減少となっております。

説明は以上でございます。

**○海野経営金融支援室長** 常任委員会資料の21ページをお開きください。宮崎カーフェリー株式会社について御報告いたします。

資料は総合交通課との連名になっております。6月の常任委員会では、令和2年度の経営状況等について御報告したところですが、今回は、今年度の取組状況等について御報告させていただきます。

1の新船建造の状況であります。新船就航に向け、順調に建造が進んでいると聞いており、先日、1隻目のフェリーたかちほの進水式を10月20日に実施すると会社から公表されたところでございます。

次に、2の九州各航路の状況であります。各年度の4月から7月、4か月間の貨物と旅客の輸送実績を記載しております。

表の中ほど、太枠の中、神戸ー宮崎航路を御覧ください。貨物については、トラック輸送台

数であります。4か月累計が2万788台で、昨年度からは若干回復傾向にあるものの、表の一番右の欄に記載していますとおり、コロナ前の令和元年度を100とした場合、令和3年度は93.3%となっています。

次に、旅客については、輸送人員が2万1,485人で、貨物と同様に回復傾向にはあるものの、コロナ前の令和元年度を100とした場合、令和3年度は36.2%となり、特に厳しい状況となっております。

他航路の状況ですが、表の一番下の志布志航路については、コロナ前の令和元年度を100とした場合、令和3年度は貨物が97.7%、旅客が42.5%となっており、神戸ー宮崎航路と比べて回復が早い結果となっています。

この要因として、志布志航路については、積載量などのスペックは宮崎カーフェリーとほぼ同等規模ですが、平成30年の新船就航により、大幅な個室化が図られており、新型コロナの感染拡大以降、トラックドライバー、旅客ともに、個室が選ばれる傾向が強くなっていることから、この個室需要を取り込んだ結果と推測しております。

次に、3の会社の対応についてであります。宮崎カーフェリーでは、引き続き、記載しておりますような中小企業基盤整備機構が派遣する外部アドバイザーの活用や、各種キャンペーンを実施しながら、貨物対策、旅客対策を実施し、経営の安定化を図ることとしております。

また、資料にはありませんが、新船では客室やドライバーズルームなどの大幅な個室化が図られ、個室化率は現船の約10%から約50%と大幅に増加しますので、今後、新船就航を契機として、個室需要を確実に取り込んでいくこととしております。

なお、宮崎カーフェリーは、10月の進水式を皮切りとして、テレビやウェブなど、各種媒体を活用した大型プロモーションを県内外で展開する予定と伺っております。

コロナ禍での厳しい経営環境にありますが、引き続き、総合交通課や中小機構などと連携しながら、宮崎カーフェリーへの支援を実施してまいります。

説明は以上であります。

**○兒玉雇用労働政策課長** 雇用労働政策課でございます。常任委員会資料の23ページをお開きください。

第11次宮崎県職業能力開発計画骨子案についてであります。

8月25日に書面開催した、令和3年度第1回職業能力開発審議会において、骨子案についての検討を行い、24ページにお示ししております骨子案とすることで承認をいただいたところでございます。

24ページを御覧ください。

表の左側が、本年4月28日の商工建設常任委員会において御提示させていただいたもの、右側が今回改めてお示しする骨子案でございます。

修正の主な趣旨でございますが、県職業能力開発審議会や県議会、関係機関からの御提言を踏まえるとともに、策定に向けた作業が開始された新たな宮崎県総合計画を議論する審議会において議論されました本県の課題等について、職業能力開発計画におきましても問題意識を共有し、内容に反映させるための修正を行うものであります。

具体的には、1つ目の柱として、前回お示した案では、産業構造・社会環境の変化を踏まえた職業能力開発としていた部分について、変化の要因の一つとして、DX——デジタルトラ

ンスフォーメーションの進展を明記いたしまして、施策の方向性を明確にするために、柔軟に対応し、さらなる生産性向上に資すると追記したところでございます。

また、2つ目の柱につきましては、全員参加型社会の実現を目指す背景といたしまして、総合計画審議会でも言及のあった、人口減少・生産年齢人口減少という課題があることを明記いたしました。

5つ目の柱につきましては、職業能力開発審議会において、支援に関する情報の支援を必要とする人にしっかり届けることの重要性についての御意見をいただきましたので、関係機関と連携して取り組むべき事項として、情報発信を追記したところでございます。

今後とも、宮崎県総合計画等との整合性を図りつつ、今後策定作業を進めていく計画案におきましては、より県民の皆様に分りやすい内容となるよう、用語や表現にも留意しながら、23ページに参考としてお示ししたスケジュールに沿って策定作業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○中尾スポーツランド推進室長** 常任委員会資料の25ページを御覧ください。

東京オリンピック・パラリンピック事前合宿についてであります。

まず、1の事前合宿の受入状況であります。詳細は表に記載のとおりですが、6競技、8か国、計12チーム、総勢324名の海外代表チームを受け入れました。

コロナ禍の合宿でもあり、非公開でありましたが、SNSやホームページにより、各チームの練習状況の様子などを発信したところであります。また、選手やチームからも宮崎合宿に関

するSNS等での発信も多く見られたところであります。

2の交流事業の状況についてであります。新型コロナウイルス感染症予防の観点から、対面での交流ができない状況ではありましたが、(2)のとおり、アメリカ女子サッカーの合宿期間中、宮崎市内の女子サッカーチームに対し練習の様子を公開したり、(3)のとおり、ドイツ陸上チームの合宿では、赤江小学校の児童による応援メッセージや、選手の活躍を祈願した千羽鶴を選手滞在ホテルに掲示するとともに、宮崎市内の陸上競技を学んでいる児童に対し、練習を公開するなどの取組を行ったところです。

その他、県のホストタウン登録国に対する応援メッセージ動画を制作し、選手が宿泊するホテル等で放映を行ったところです。

3の新型コロナウイルス感染症対策であります。滞在期間中、選手団に対する毎日のPCR検査や、移動時の徹底した感染症対策を実施し、陽性者の発生は皆無であったところであります。

最後に4のメダル獲得状況であります。詳細は、表に記載のとおりですが、本県が受け入れました全ての競技でメダルを獲得する結果となりました。

今後とも縁起のよい、結果の出るキャンプ地宮崎をアピールするとともに、今回の受入れの経験を生かし、スポーツキャンプ合宿の積極的な誘致、受入れに取り組んでまいります。

続きまして、常任委員会資料の27ページを御覧ください。

木崎浜サーフィンセンターの整備及びネーミングライツの導入についてであります。

2019 I S A ワールドサーフィンゲームスなどの大規模大会が開催された木崎浜は、全国的に地名度が高く、本県を代表するサーフスポット

であることから、さらなる環境の充実を図るため、令和2年度からサーフィンセンターの整備に取り組んでいるところであります。

この施設については、民間事業者等からのネーミングライツを導入することで、その収入を維持管理費用に充てる予定としております。

1の施設概要であります。宮崎市の木崎浜海岸に、完成イメージ図にありますとおり、鉄筋コンクリート造平屋建の施設を整備し、コイン式温水シャワー、更衣室、放送設備のほか、AEDや自動販売機を設置する予定としております。

総事業費であります。約7,000万円で、地方創生拠点整備交付金を2分の1活用することとしております。

整備スケジュールにつきましては、昨年度設計を行い、今年8月に着工しているところであり、来年4月から供用開始を予定しております。

次に、2のネーミングライツについてであります。年額300万円程度で、愛称の定着を考慮し、5年の期間で募集を行いたいと考えております。

今後のスケジュールであります。応募受付期間を9月30日から10月29日とし、12月にスポンサー企業を決定し、命名開始につきましては、供用開始と同様の来年4月を予定しております。

県といたしましては、本県を代表するサーフスポットである木崎浜の環境整備を進めるとともに、持続的な施設運営に努めてまいりたいと考えております。

**○吉田オールみやざき営業課長** お手元の常任委員会資料の28ページをお願いいたします。

私からは新宿みやざき館KONNE飲食店舗運營業務委託先の公募について御報告申し上げます。

1のこれまでの取組についてであります。新

宿みやざき館KONNE2階飲食店舗につきましては、宮崎県ならではの食材やメニューを提供することで、宮崎県の食の魅力首都圏の方々に直接実感してもらうなど、県産品の認知度・好感度の向上や販路の拡大に取り組んでいるところであります。

表にございますとおり、売上額、客数の実績につきましては、令和元年度までは順調に推移してございましたけれども、新型コロナウイルス感染拡大による休業要請や時短営業の影響によりまして、残念ながら、令和2年度以降は減少となったところでございます。

2の運營業務委託の状況についてであります。現在は株式会社エー・ピーカンパニーに運営を委託しておりますが、その委託期間が令和4年3月までとなっておりますことから、今回、依頼先の公募を行い、来年度以降の依頼先を選定したいと考えております。

3の依頼先選定の考え方についてであります。委託期間につきましては、(1)にありますとおり、令和4年4月から令和9年3月までの5年間を予定としております。また、運営方針につきましては、(2)にありますとおり、①の県産加工品の提供・PR、宮崎県の食材・味をメインに活用したメニューの提供や、②の季節や旬、テーマ、地域に応じた定期的なフェアの開催、さらには、③の体験・交流イベント、オンラインイベントへの活用や1階ショップとの連携などの取組を実施することで、宮崎県ならではの食材の魅力の発信や店舗を活用した交流機会の創出を図ってまいりたいと考えております。

4の今後のスケジュールにつきましては、来月、10月1日に公募を開始し、11月下旬には候補者を選定したいと考えております。



その後、契約に向けた手続を進めまして、令和4年4月1日の次期委託業務開始を目指してまいります。

私からの説明は以上であります。

**○日高委員長** 執行部の説明が終了いたしました。委員の皆さんから質疑はありませんでしょうか。

**○二見委員** 木崎浜のサーフィンセンターは県が造られる施設なんですよ。

**○中尾スポーツランド推進室長** そのとおりでございます。

**○二見委員** この運営については、ネーミングライツとは全く関係ないところになるんですか。

**○中尾スポーツランド推進室長** 隣接するトイレがございまして、そこについては、宮崎市に管理委託をお願いしているところがございますけれども、現在、併せてこのサーフィンセンターの委託について、宮崎市と協議を行っているところがございます。

**○二見委員** まだ何も決まってないところですか。指針も何もないんですか。

**○中尾スポーツランド推進室長** まだ決定ではございませんけれども、委託については宮崎市と協議を進めているところがございます。

さっきのネーミングライツの企業とはまた別の扱いという形になります。

**○二見委員** 高校生の県内就職の割合が厳しい時代から、いろんな取組をされて大分上がってきたと思うんですけれども、その中で、高校生たちに地元の企業を知ってもらうということと、保護者の方々にも見てもらうということもあったんですけれども、僕が言っていたのは、学校の就職担当の先生にもちゃんと理解してもらわないといけないというところだったんです。

これは教育委員会サイドのことだと思うんですが、商工サイドからそういった方々への働きかけというのは、されてきたんでしょうか。

**○兒玉雇用労働政策課長** 学校への働きかけでございますが、これは教育委員会と役割分担しておりまして、教育委員会は、エリアコーディネーターという方を6名ほど配置して、県立学校を回っております。

私どもは、私立学校を中心といたしまして、昨年度は4名の就職支援専門員を配置しまして、企業と学校とをつなぐという形で訪問をさせていただいている状況でございます。

**○二見委員** そういった方々から、課題なり、手応えなり、そういった話は聞いていらっしゃいますか。

**○兒玉雇用労働政策課長** やはり教員の方の中にも、県内の企業をあまり知らないという方もいらっしゃって、その方々にいかに知っていただくかということが必要であると思っております。また、うちのほうでも生徒を企業に訪問させたりといったことをやっておりますが、やはり、教職員や親にも企業を見ていただくとか、知っていただくようなことも、今後さらに展開していきたいと思っております。

**○二見委員** 学校でも進路指導、進学、就職と、いろいろ担当がいると思うので、教育委員会もそこをしっかりと押さえることなんだろうと思うんです。まずそこをしっかりとしてもらわないと、恐らく一般の先生方というのは、地元の企業とか知らないと思います。家もどこかに拠点を置いている、通勤される方も多し、地域の方々との交流というのも大分減ってきていると思います。

それは致し方ないと思うんですけれども、ただ押さえるべきところはしっかりと押さえるとい

うことをやっていただければ、恐らくもうちょっと効果は出てくるんだろうなと思っていますので、今後も御尽力お願いいたします。

**○兒玉雇用労働政策課長** 委員の御提言も踏まえまして、今後さらに進めてまいりたいと考えております。

**○坂口委員** 第11次宮崎県職業能力開発計画について、資料の中身じゃないんですが、例えば、計画骨子案のD X——デジタルトランスフォーメーションというんでしたかね——これなんかも日本語で表記して、デジタル技術の正しい利活用とか、そういった意味を表す言葉にすると僕らにも意味が分かります。その下のリテラシーも辞書を引かんと分かりません。

松形知事の頃から、極力日本語を使おう、若い人から年寄りまで、あらゆる人に理解できて、通常使われる言葉をやっぱり使っていこうと本会議で何度か確認されているんです。

ところが、最近は政府がエビデンスなんて言っています。商工観光労働部じゃないんですけれども、総合政策部を中心に、もう一回原点に戻って、こういった長期計画とか、県民全体に周知していくような文章のときは、日本語によるべきだと思うんです。

外来語とか、造語とかのほうが、より分かりやすいときもあるんです。そういうのはあくまでも例外的で、そちらのほうが結果的によかろうというものに限らないと。片仮名文字の使い方というのは、もうちょっと神経を使われるべきじゃないかなという気がするんです。兒玉課長に聞くこと自体が酷ですけれども、たまたまこれがあったもんですから。

**○兒玉雇用労働政策課長** 先ほど報告の中で、なるべく分かりやすい用語を使っていくというお話をさせていただきました。

これにつきまして、例えば、デジタルトランスフォーメーションでありましたら、進化したデジタル技術を浸透させることで、人々の生活がよりよいものに変革していくこと。ICTリテラシーであれば、情報通信機器を使いこなして、膨大な情報の中から自ら情報を取捨選択して、本当に必要なデータを選定する能力といった言葉でございます。

本文をつくる際には、そういった日本語に置き換えてまいりたいと考えております。御指摘ありがとうございます。

**○坂口委員** そうですね、リテラシーなんかも意味がだんだん変わってきて、本国自体でそのとき、そのときで示す意味が違ってきてます。だから、ましてやその国の言葉を国内で使うときには、そういう方向がいいかなと思います。

余談になるけれども、ここに載せられて初めてDXの意味を正しく、何を言っているのか分かりました。以前僕は船で通信をやっていたけれども、船の通信用語のDXというのは、ディスタンス・トランスメート、遠距離との交信を意味する略語なんです。なので、何で遠距離の人たちとの交信の進展と第11次計画が関係あるのかなと、そんなふうを受け取ったのです。

だから、そこは原点に戻ったほうがいいような気がします。

**○兒玉雇用労働政策課長** おっしゃるとおりでございます。デジタルトランスフォーメーションがDXという言葉で使われていますけれども、これはトランスというのが交差するという意味があって、クロスと同義語で使われていて、英語ではクロスのことをXと略しているらしいと私も最近知りました。

しかし、県民から見ると非常に分りにくい言葉だろうと思いますので、おっしゃるとおり日

本語に置き換えたりということを、しっかりとやってまいりたいと感じております。

**○太田副委員長** 25～26ページに東京オリンピック、パラリンピックを含めた合宿地が書いてありますけれども、ホテルはどこに泊まったのでしょうか。

**○中尾スポーツランド推進室長** キャンプ地としてフェニックス・シーガイア・リゾートと書いてあるところは、シーガイアのホテルでございまして。それからトライアスロン、パラトライアスロンでみやぎ臨海公園等と書いてありますけれども、ここについてもシーガイア、あるいはラグゼーツ葉でございまして。

ひなた宮崎県総合運動公園につきましては、青島のANAホリデーでございまして。

**○太田副委員長** 資料を見ると、宮崎県に合宿に来た人がみんなメダルを獲得したような感じがします。

延岡市の場合だったら、陸上、柔道で金メダルを取った人は手形、足形を駅前につけて顕彰しているんです。外国人だからそこまでは必要はないかとは思いますが、各ホテルで、自分たちのホテルに泊まった人は金メダルを取ったんだよ、銅メダルを取ったんだよと顕彰したりしてみると、その旅館、ホテルのブランドが上がるかなと思ったりしました。

また、そのキャンプ地の公園とか総合運動公園の入り口に、こういう歴史があったよというのを載せたりするのもいいのかなと思ったところですが、何かそんな考えでもありますか。

**○中尾スポーツランド推進室長** チームが滞在している間に、おもてなしについてすごく感謝をされました。そのお礼として、Tシャツであったり、サインボール、ユニフォームといったものの寄贈を受けておりますので、ホテル内で飾っ

ておられるところでございます。

**○日高委員長** 太田副委員長から話しがあったようにメダリストの方の手形とか、何か形が残ることによって、その国との関係人口が増えていくんじゃないかなという気持ちもあります。せつかくここでキャンプしていただいたという形を残していただくというのも大事なかなと思います。

もう一つ、18ページの国際交流促進について、各学校や高校同士でオンラインで交流したりとかあるんですけども、これはこれから増えていく計画があるのでしょうか。

**○吉田オールみやぎ営業課長** オンライン交流につきましては、コロナ禍の中で実施しているところではございますが、基本的には行ったり来たりして、フェイス・トゥ・フェイスで交流することが基本だろうと思っております。

ですので、可能であれば、やはり現地に赴く、こちらに来ていただくということで事業を進めたいと考えております。

**○日高委員長** 今、コロナ禍で本当に動くことができない状況の中でも、オンラインで各校がいろんな国際交流を行うことは可能なので、今のうちに関係人口をどんどんつくっていくことは、本当に大切なことだと思うんです。

皆さんが旅行に行くときに、観光地もそうかもしれないですけども、やっぱり自分の知り合いがいるところに行きたいと思うんです。

僕は今、夜も食事に行くことがないんで、クラブハウスというのをやらせていただきます。1か月前にタイの人たちが30人ぐらいいるところに入ってしまって、そしたら、日本人だということいろんな話で盛り上がりまして。そこで、宮崎県の話を見せてもらったら、行ってみたいということで、コロナが落ち着いたらみんな

なで行こうよと話をしています。

このようなことは、コロナ禍だからできることかなと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

**○飯塚観光推進課長** 今年度の取組なんですけど、外国からの教育旅行を受け入れられないので、本県の有機農業の紹介や農家体験を香港とオンラインで実施するなどの取組をやっておりまして、将来につなげたいと思っています。

**○中尾スポーツランド推進室長** 先ほどの関係でございますけれども、今回の受入れを契機に、例えば来年世界パラ陸上がございますけれども、ドイツのパラ陸上チームが事前合宿をぜひとも宮崎県でしたいといったような声も上がっており、SNS等ですごく発信力のあるドイツの女子陸上選手がいるんですけれども、全世界に向けて宮崎県のよさをアピールしたりといった効果も生まれております。

そういったつながりを大事にして、今後また合宿誘致に励んでいきたいと考えております。

**○窪菌委員** 28ページのKONNEでございますが、今度委託先を公募するというこのようですけれども、令和元年度は4万5,000人、売上額は約9,600万円ということで、東京にある事業所にしてはどうかなという気がします。せめて10万人近く来るような仕掛けができればいいかなということで、残念な気もします。

今まで、エー・ピーカンパニーがやっていたということですが、また来年4月から5年間ということですが、継続になるのか、それとも、新たな依頼先として考えているところがあるのでしょうか。

**○吉田オールみやざき営業課長** 来客数、売上額ともに御満足いただけないという御指摘、重く受け止めております。力不足もあったのかな

ということでございます。

次期事業者につきましては、まだ今から公募ということではございますけれども、県内、県外含めて、今の御指摘のような、物足りない結果に終わらないような提案をいただく事業者さんを募集して、選定してまいりたいと考えております。

**○窪菌委員** 1回は私も行ったことがあるんですが、新宿のちょっと外れたようなところで、どっちかといえば、建物の陰になっているような場所だったかなという記憶があるんですけれども、できたら、東京ですから10万人以上ぐらいの人が来るような、そういう仕掛けができないのかなという気がします。

宮崎県であれば、3~4万人もあればいいと思うんですが、日本のど真ん中ですので。いろんな宮崎ならではのものを仕掛けていくという働きや努力は、今まででなかったのでしょうか。

また、塚田農場の鳥の関係は影響しなかったのかどうか。その辺を教えていただけますでしょうか。

**○吉田オールみやざき営業課長** KONNEがごございますのは、新宿サザンテラスという新宿の一等地でございます。民間企業の本社等が建ち並んでおりまして、かなりの人通りがございます。やはりその人通りを取り込んでいけるようなメニューでありますとかフェアなどを、認知度向上に向けて、県としても一体となって進めるべきであったかと考えております。

新しく募集はいたしますけれども、次の業者がどなたになるのかは、今後の公募の状況によりますが、県としましても、一体となって来館数が増えるような取組に邁進してまいりたいと思っております。

**○窪菌委員** 一等地と言われましたけれど、一

等地でこのぐらいのもんなんでしょうか。先ほどから言うように、もうちょっといくような気もします。

今回公募するに当たって、宮崎県のPRに通じるようなものをいろいろと提供できるような会社はいっぱいあると思います。東京ばかりじゃなくて、大阪、福岡あたりでも、結構成功している会社があると思うんです。

そういった方向にも呼びかけながら、東京だけにしておくんじゃなくて、全国に視点を置いて公募されたらどうかなという気がしてならないんですけれども、その点はどうでしょうか。

**○吉田オールみやざき営業課長** ただいまの御指摘を重く受け止めまして、県としても精いっぱい頑張っています。また、公募に当たっては、全国、あるいは県内、いろんな企業にお声かけもしていきたいと思っております。

**○坂口委員** 関連してですけれども、今回まではやっぱりこれで事業は更新していくしかないかなと思います。

本来、あそこは宮崎の県産品を宣伝して販路を拡大していくことが目的のはずですから、そこで食べさせるという前提はなくすべきだと思うんです。結果的に、一番の目的である宮崎産品の地名度をいかに上げて販路が拡大できるかが重要で、そのためには食を通じてでも他の方法でもいいんです。

それは公募する方が提案されたものを受け入れるというのが、結果よしにつながるんじゃないかという気がするんです。

将来のことなんですけれども、今回のリニューアル、あるいはその前の最初の投資を見ても、本来は公共投資であるので競争性——いわゆる入札で、誰でも競争できる条件でないといけなけれども、こんな契約方法で業者選定をやっ

ても大丈夫なんかなというぐらいでした。極端に言ったら、言葉が適当でないかもしれませんがけれども、ひもがつけられるみたいな中での競争だった。

今後は場所を変わることも考えて、今言われるようにあの一等地で5万人も来ないというのは、僕らから見ても何なのそれって思います。今、あそこを辞めるわけにはいかないのに、今度まではしょうがないと思うんです。ただ次の5年後にはどうするかというのも考えないと。

僕は、これはやっぱり県がやることとして競争性はかなり制約される、これだけでもアウトだと思うんです。結果的によそに行けばもっと高くなるとしても、それは公共投資、公取引の中では、全てを満たした条件の中であるべき方法で業者を選定した結果、あそこよりも高くなっちゃいましたというのは、むしろそうあっても当然だと思うんです。

そこまで含めて、将来の求めるべき姿というのを考えてやってほしいなという気がします。

**○吉田オールみやざき営業課長** 御指摘ありがとうございます。重く受け止めまして、県としての対応をきちっとしていきたいと考えております。

また、KONNEにつきましては、委員御指摘のとおり、食べさせることが目的ではなく、認知度向上であったり、県産品が売れるということが最終目標であらうと思っておりますので、その辺も踏まえた選定としてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

**○坂口委員** これは今後考えることかも分からんけれども、オフィス街とかでほとんどサラリーマンの方々だけが通行するところよりも、むしろもう少し田舎でも、主婦の方がたくさん来るよというところのほうが、結果的にいいかも

分かんないし。

さっきのように、競争を求める場合に制約条件があまり大きすぎるところは、ほかの方法がない最後の手段として選んでいくべきで、僕はここは適切な場所ではないと思います。そこはぜひ慎重に。

○吉田オールみやざき営業課長 慎重に検討してまいりたいと思います。御指摘ありがとうございます。

○二見委員 今の答弁でいいんですけども、あそこの新宿というところと、高級品のブランドが集まるような銀座であるとか地域性もあると思うんです。

そこら辺については、高島屋にいらっしゃったり、東京にいらっしゃった丸山次長が一番詳しいと思うので、KONNEの課題や何が強みなのかということもしっかり把握していらっしゃるでしょうから、責任持ってフォローしていただけたらと思います。

○丸山商工観光労働部次長 新宿KONNEのリニューアルのときに東京におりまして、まさに銀座がいいのかとか、新宿でいいのかという議論から、いろいろ本課とさせていただきます。

たまたま新宿が大きく生まれ変わる、バスタ新宿という新しい新宿で、あそこの価値がすごく大きく変わるというタイミングでしたので、このタイミングであそこのリニューアルというのは大事だろうというような方向で、整理させていただいた記憶がございます。

今、坂口委員おっしゃいましたとおり、あそこで物を食べさせるだけじゃなくて、県の認知度向上、情報発信というのが最終一番の目的です。現状を踏まえてそこがどうあるべきかというのは、常々しっかり頭に置いて検討を進

めていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○日高委員長 そのほかでよろしいでしょうか。

それでは請願の審査に移ります。継続請願第3号「労働者支援の拡充を求める請願」について、執行部から何か説明はありますでしょうか。

○兒玉雇用労働政策課長 特に、ございません。

○日高委員長 関連して委員から質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって、商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時48分休憩

---

午後3時52分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

次に、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、21日火曜日に行いたいと思います。

開会時刻は13時10分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それではそのように決定をいたします。

その他で、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を終わります。

午後3時53分散会

令和3年9月21日(火曜日)

---

午後1時9分再開

---

出席委員(8人)

委員	長	日高陽一
副委員	長	太田清海
委員		坂口博美
委員		濱砂守
委員		二見康之
委員		窪蘭辰也
委員		来住一人
委員		有岡浩一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

政策調査課主幹	田部幸信
議事課主任主事	牛ノ濱晋也

---

○日高委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め、御意見を願います。

暫時休憩いたします。

午後1時9分休憩

---

午後1時9分再開

○日高委員長 それでは、再開をいたします。

これより議案の採決を行います。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「個別に」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、採決は個別採決によ

り行います。

まず、第1号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○日高委員長 挙手多数。よって、第1号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第26号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○日高委員長 全会一致ということで、議案第26号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、請願の取扱いについてであります。

請願第3号「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める請願」についてであります。この請願の取扱いも含め、御意見を願います。

暫時休憩いたします。

午後1時11分休憩

---

午後1時12分再開

○日高委員長 委員会を再開をいたします。

お諮りをいたします。請願第3号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○日高委員長 挙手多数によって、請願第3号は継続審査とすることと決定をいたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について御意見を願います。

暫時休憩いたします。

午後1時12分休憩

---

午後1時13分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りしたいと思います。

商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査について継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、県外調査につきましては、御案内のとおり、正副委員長において今年度は実施しないことといたしましたので、御了承ください。

次に、閉会中の委員会についてであります。

暫時休憩いたします。

午後1時14分休憩

---

午後1時18分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

11月1日の閉会中の委員会につきましては、先ほどお話がありましたように、宮崎日機装株式会社と国道220号の危険箇所の調査を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたしま

す。

その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後1時19分閉会



署 名

商工建設常任委員会委員長 日 高 陽 一